

平成19年第4回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月4日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	4
開会・開議の宣告	6
諸般の報告及び行政諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程	6
議案の説明	
認第1号 (美濃病院事務局長 岩原 泰君)	6
認第2号・議第53号 (建設部長 福井昭次君)	9
議第52号 (総務部長 加納和喜君)	11
議第54号 (民生部長 川野 純君)	12
議第55号 (参事兼秘書課長 平林 泉君)	13
議第56号 (産業振興部長 村井純生君)	13
議案の上程	14
議案の説明	
議第57号・議第58号 (市長 石川道政君)	14
休憩	15
再開	15
質疑	15
委員会付託省略 (議第57号及び議第58号)	15
討論	15
議案の採決	15
日程追加 (市議第5号)	15
議案の上程	16
議案の説明	
市議第5号 (6番 佐藤好夫君)	16
休憩	17

再開	17
質疑	17
委員会付託省略（市議第5号）	17
討論	17
議案の採決	17
休会期間の決定	17
散会の宣告	17
会議録署名議員	18

第 2 号 (9月19日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
説明のため出席した者	19
職務のため出席した事務局職員	20
開議の宣告	21
会議録署名議員の指名	21
認第1号から議第56号までと市政に対する一般質問	
1 古田 豊議員	21
1. 人口増加のため、積極的な事業の推進について	
2. 見坂峠の建つ「宗祇」句碑の保存、修復及び貴重な歴史文化財産の発掘と情報発信について	
3. 交流人口の増加を図る為、観光客に対する分かりやすい観光案内板の設置について	
4. 環境保全対策として、生ゴミの自然への還元を含めたゴミの減量化対策について	
5. 「道普請方式」をより充実させ、市民協働のまちづくり活動を積極的に展開できないか	
石川市長答弁	25
小椋教育次長兼教育総務課長答弁	28
村井産業振興部長答弁	28
川野民生部長答弁	29
再 古田 豊議員	30
2 市原鶴枝議員	30
1. 公金の管理・運用について	
① ペイオフ全面解禁後の管理・運用について	
② 金利引き上げなどに伴う公金の有効な管理・運用について	
2. 年金記録問題について	
① 社会保険事務所の出張相談時の状況について	
② 市役所で支給漏れなどの可能性の確認は出来るのか	
③ 市として当面の業務はあるのか	
3. 美濃病院の救急患者の取り扱い状況について	
① 医師、看護師等は充足しているのか	
② 受け入れできない場合は年間どの位あるのか	

③ 今後の対策について	
4. 美濃病院の産科の開設の見通しはあるのか	
5. 美濃病院内、職員のための24時間保育所の進捗状況について	
渡辺会計管理者答弁	32
川野民生部長答弁	33
休憩	34
再開	34
岩原美濃病院事務局長答弁	34
3 武井牧男議員	36
1. 防災対策について	
① 官民協働の取り組みとして、過去に被災された地域からの情報・教訓を生かすことができないか	
② 高齢化率の高い本市において被災時に避難等を要する要援護者対策はどのようにになっているか	
③ 耐震診断、補強対策の推進状況、特に国の重要伝建地区「うだつの町並み」の地震対策としての耐震診断、補強の取り組みについて	
2. A E Dの配備について	
① 小中学校、体育館への配備について	
② 自治会による配備についての助成は出来ないか	
3. 美濃市表彰について	
表彰規程第2条の中に環境問題に取り組む団体、個人を追加できないか	
太田副市長答弁	38
加納総務部長答弁	40
平林参事兼秘書課長答弁	40
再 武井牧男議員	41
太田副市長答弁	42
4 森 福子議員	42
1. 消防法の改正により、住宅用火災報知器の取り付けが、義務づけられているが、市民の皆さんに対する今後の広報活動をはじめ、独居老人や高齢者世帯に対する方策について	
① 既存住宅については、市町村条例に定めた日（平成23年5月31日）までに、取り付けることとされているが、どのような設置基準があるのか	
② 市民を悪質な訪問販売から守る為に、共同購入ができないか	
③ 独居老人や高齢者世帯の経済的支援として、公費による助成ができないか	
④ 独居老人や高齢者世帯の設置について、消防団や自主防災会等による地域支援ができないか	

2. 本市のキャリア教育（職場体験学習）について

- ① 「キャリア・スタート・ウイーク推進地域」として、各中学校がどのように取り組まれたのか
- ② キャリア教育の推進に向けて、今後、市内企業をはじめ、関係機関にどのような取り組みをされるのか

休憩	44
再開	44
加納総務部長答弁	44
森教育長答弁	45
再　森　福子議員	47
5　太田照彦議員	47

1. 道の駅と地域防災活動について

- ① 道の駅の防災機能とその役割について
- ② 自主防災組織の緊急時、平常時の防災活動について

加納総務部長答弁	48
6　鈴木　隆議員	50

1. コミュニティバス「わっちも乗ろCar」の利用向上について

2. 市民の防災意識向上の為に、職員や議員も含め関係者が救急法の講習を定期的に受けてはどうか

又、市の所有する車両に応急手当用品を常備できないか

加納総務部長答弁	51
7　塚田歳春議員	53

1. 県道上野関線の大矢田トンネルは、当初の計画では、平成19年3月完成となっていたが、その計画が大幅に遅れ、現在では完成の見通しが定かでないが、県の考えはどうなのか

2. 図書館の質的水準を計画的に引き上げるためにも、図書購入費の増額が必要と考えるがどうか。また、各小中学校の図書の充実が図れないか

3. 夏期における、長良川右岸設置（前野公衆トイレ）の維持管理体制の強化について

4. 市内全域で交通安全上危険ヶ所と思われる場所において道路上に危険を知らせる標示ができるか

休憩	55
再開	56
石川市長答弁	56
村井産業振興部長答弁	57
福井建設部長答弁	58

再 塚田歳春議員	58
石川市長答弁	59
再々塚田歳春議員	60
石川市長答弁	60
8 佐藤好夫議員	60
1. 学校給食について	
① 食材の調達にあたって安全を図るための基準はあるのか	
② 「地産地消」の取り組みについて	
③ 食品の安全性が問われている中国産の食材が使用されていないか	
小椋教育次長兼教育総務課長答弁	61
9 並 信行議員	62
1. 松森地区に場外馬券販売所を開設しようとする動きがあるが、市としてどこまで把握しているのか	
2. 来年4月から、新しく「特定健診・保健指導」がスタートするが、どのような内容なのか	
3. 妊婦健診について、少子化対策、また産科医療の不足を補うためにも、助成拡大を図るべきと考えるがどうか	
4. 市町村合併後、分析を行っている県下の旧町村の事例を参考に、単独の道を歩んでいる美濃市の今後の方向をどう考えるのか	
休憩	67
再開	67
村井産業振興部長答弁	67
川野民生部長答弁	68
石川市長答弁	70
再 並 信行議員	71
村井産業振興部長答弁	72
委員会付託（認第1号から議第56号まで）	72
休会期間の決定	72
散会の宣告	72
会議録署名議員	72

第 3 号 (9月27日)

議事日程	73
本日の会議に付した事件	73
出席議員	73
欠席議員	73
説明のため出席した者	73
職務のため出席した事務局職員	74
開議の宣告	75
会議録署名議員の指名	75
議案の上程	75
委員長報告	
総務常任委員会委員長 市原鶴枝君	75
民生教育常任委員会委員長 森 福子君	75
産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君	76
委員長報告に対する質疑	76
討論	76
議案の採決	76
閉会中の継続調査申出書について	78
閉会の宣告	78
市長あいさつ	78
会議録署名議員	79
総務常任委員会審査報告書	80
民生教育常任委員会審査報告書	81
産業建設常任委員会審査報告書	82

議事日程（第1号）

平成19年9月4日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 認第1号 平成18年度美濃市病院事業会計決算の認定について
 - 第4 認第2号 平成18年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
 - 第5 議第52号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第2号）
 - 第6 議第53号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）
 - 第7 議第54号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 第8 議第55号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例について
 - 第9 議第56号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
 - 第10 議第57号 美濃市監査委員の選任について
 - 第11 議第58号 美濃市教育委員会委員の任命について
-

本日の会議に付した事件

第1から第11までの各事件

（追加日程）

市議第5号 日豪EPA／FTA交渉に対する意見書について

出席議員（15名）

1番	並 信 行 君	2番	古 田 豊 君
3番	太 田 照 彦 君	4番	森 福 子 君
5番	山 口 育 男 君	6番	佐 藤 好 夫 君
7番	武 井 牧 男 君	8番	市 原 鶴 枝 君
9番	鈴 木 隆 君	10番	岩 原 輝 夫 君
11番	平 田 雄 三 君	12番	日 比 野 豊 君
13番	児 山 廣 茂 君	14番	野 倉 和 郎 君
15番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	石川道政君	副市長	太田松雄君
教育長	森和美君	総務部長	加納和喜君
民生部長	川野純君	産業振興部長	村井純生君

建設部長	福井昭次君	教育次長兼 教育総務課長	小椋茂樹君
参考事務課長	平林 泉君	参事兼選舉 管理委員会	
会計管理者	渡辺兼雄君	・監査委員 事務局長	古田伸二君
総務課長	梅村 健君	美濃病院 事務局長	岩原泰君
		産業課長	市原英樹君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉田金義	議会事務局 次長	井上司
議会事務局 書記	太田博康		

○議長（岩原輝夫君） 皆さん、おはようございます。

まずもって、石川市長さんにおかれましては、4選目、御当選おめでとうございます。

開会に先立ちまして、さきに永年勤続議員の表彰がありましたので、この伝達をさせていただきます。

永年勤続議員として、野倉和郎君が、全国市議会議長並びに東海市議会議長会から表彰の栄に浴されましたので、ここに御披露申し上げ、ただいまから表彰状の伝達を行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（吉田金義君） それでは、全国市議会議長会、東海市議会議長会の表彰がございましたが、それぞれの表彰を代表しまして全国市議会議長会の表彰状を、野倉議員、御受領願います。

[野倉和郎議員 表彰状受領]

○議会事務局長（吉田金義君） ここで、議会を代表して議長から祝辞を申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 議会を代表しまして、一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

ただいま野倉議員には、全国並びに東海市議会議長会の永年勤続議員表彰の栄に浴され、まずもって心からお祝いを申し上げます。野倉議員には、20年という長きにわたり、地方自治の健全なる確立と美濃市政発展のために、各般にわたり多大なる貢献を賜りました。また一方、議会におきましても、円滑なる議会運営のために何かと御尽力を賜りましたことに対して、心から敬意を表するものであります。美濃市政にとりましてはいろいろな課題が山積しておりますが、今後とも健康には十分御留意をいただきまして、諸問題解決のためにさらなる御活躍をお祈り申し上げます。最後に、このたびの表彰に当たりまして心からお喜びを申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにおめでとうございました。

○議会事務局長（吉田金義君） 次に、市長さんから御祝辞をお願いいたします。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

ただいま表彰を受けられました野倉和郎議員に対し、一言お祝いの言葉を申し上げます。まことにおめでとうございます。

このたび議員におかれましては、全国市議会議長会会長表彰並びに東海市議会議長会会長表彰を受けられまして、まことにおめでとうございます。野倉議員におかれましては、6期20年以上の長きにわたり、市政発展と市民福祉の向上に献身的な御尽力を賜った御功績により、表彰の栄に浴されたわけでございます。議員の多年の御精進に対しまして、心から深く敬意を表する次第であります。地方自治を取り巻く環境は、昨今の穏やかな景気回復の影響や三位一体改革による税源移譲等による市税の増収が見られる反面、地方交付税の減少など複雑な条件下に置かれ、極めて厳しい財政状況になっておりまして、行財政改革を最優先課題として取り組まざるを得ない状況にあります。今後も引き続き、平成まちづくり改革を推進し、市民・議会・市一体となって、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりを進めていかなければなりません。どうか議員におかれましては、今後とも豊かな経験を生かされまして、御健勝で御活躍の上、市政の発展のため

に一層の御指導と御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにおめでとうございました。

○議会事務局長（吉田金義君） ここで、表彰を受けられました野倉議員からごあいさつがあります。

○14番（野倉和郎君） 一言お礼のごあいさつを申し上げます。

このたび全国・東海の議長会から市議会議員勤続20年の表彰をいただきましたことは、私にとってこの上ない喜びであり、まことに感謝感激にたえません。こうして表彰の栄に浴することができましたのも、今まで私を御支援いただいた有権者の皆様を初め、理事者各位、市議会議員諸賢並びに関係各位の長年にわたる格別の御指導、御鞭撻のたまものであり、衷心より厚く御礼申し上げる次第です。ただいまは市長さん、議長さんから身に余るお言葉をいただき、高席からではありますが、心から御礼申し上げます。もとより浅学非才の身で微力ではございますが、本日の表彰を糧として、市政発展のため、より一層精進する覚悟でございます。皆様方におかれましては、今後とも変わらざる御指導と御鞭撻を賜りますよう改めて心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単で意を尽くしませんが、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（岩原輝夫君） これをもちまして表彰状の伝達を終わります。

本日は、平成19年第4回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。慎重に審議を賜りますとともに、議会運営に御協力くださるようお願い申し上げます。

なお、7月22日執行の美濃市長選挙におきまして、石川市長さんには無投票当選の栄に浴され、心からお喜び申し上げます。市政を取り巻く環境が大変厳しい中、美濃市21世紀のグランドデザインによる「魅力ある暮らしの環境づくり」「ここと健康の充実」「着実にやさしく成長を持続」を基調に、都市基盤の整備を初め、市民参加を念頭に、施策を展開されているわけでございます。今後とも市民本位の市政を推進され、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりに邁進されますようお願いいたしますとともに、4期目の御就任に際し、本席から甚だ恐縮に存じますが、開会に先立ちまして、お祝いといたします。

市長あいさつ

○議長（岩原輝夫君） ここで、市長さんからあいさつがあります。

○市長（石川道政君） 本日は、平成19年第4回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしの夏は、殊のほか暑い日が続き、8月16日には観測史上74年ぶりに最高気温が更新され、美濃市では全国で5番目の気温40度を記録したとの報道があったところでございます。議員におかれましては、御健勝で御活躍の由、大慶に存じ上げます。私も4期目に入り、ただいま議長さんから過分なお言葉を賜りました。ありがとうございます。一層心を引

き締め、一人ひとりが安心して住める、安全で元気な「住みたいまち 訪れたいまち美濃市」づくりに努力する所存でございます。一層の御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、一昨日実施いたしました東海地震を想定した防災訓練では、議員各位を初め、防災関係機関、美濃地区の自治会の皆様など、多くの方々の御協力により実施することができ、まことにありがとうございました。今後とも、地震や台風など各種の災害から、市民みずから自分たちの地域は自分たちで守るという防災意識の高揚を図るとともに、市を挙げて市民の生命・身体及び財産を守るため、防災体制を一層充実しなければならないと考えております。

次に、かねてから曽代の国道 156号線沿いに建設を進めていました道の駅「美濃にわか茶屋」がこのほど完成し、全国で 868番目、県内では49番目の道の駅として国土交通省に登録され、9月8日に開駅式を挙行することになりました。9月2日には内覧会を実施いたしましたが、短い時間にかかるわらず 2,500人余りの来館者がありました。県産材の長良杉をふんだんに使った建物は、地域交流、観光交流の拠点としての機能に加え、地域防災拠点機能を備えた道の駅となります。議員各位の御理解と御協力に感謝を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございました。9月8日の開駅式にはぜひ御出席を賜り、お祝いをともにしたいと存じます。

さて、今回の定例会に審議をお願いします案件は、公営企業会計の決算認定が2件、補正予算が3件、条例制定が1件、条例の改正が1件、人事案件が2件で、合計9件でございます。

各議案の内容につきましては後ほど詳しく御説明いたしますが、公営企業会計決算のうち、病院事業会計につきましては、前年を大きく下回り、平成18年度決算で1億 4,210万円の純損失となりました。平成18年度に、国の診療報酬引き下げや医師・看護師不足など厳しい経営環境の中で、医療サービスの充実に努め、前年度を約1億 4,000万円上回る過去最高の診療収益、約22億 6,000万円を確保いたしました。病院長始め、関係者の努力によるものであります。しかしながら、3億 1,000万円に上る多額な減価償却費に加え、本年度はさらに旧美濃病院の資産減耗費として約2億 2,000万円を計上したことにより、損失を圧縮したものの、赤字となったところでございます。

なお、診療収益の増加に加え、特別利益としての土地譲渡益が多額であったこともあります。企業運営の短期安定性の目安となる年度末留保資金は、前年度に比べ2億 3,000万円増加し、約8億 4,000万円となりました。今後は、美濃病院が得意とする専門分野の充実や、医療ネットワークの構築を推進するとともに、市民の健康管理のための健診体制の強化を進めながら、地域医療の充実と経営の安定を図ってまいりたいと存じます。

次に上水道事業会計についてでありますが、上水道事業会計は、企業努力により黒字となりました。平成18年度の経営状況は、年間給水量 0.2%、給水収益 0.5%の増加、漏水対策への取り組みによる有収率の向上と、営業費用の抑制及び効率化により 3,634万円の純利益

を計上することができました。今後も、長期的な経営を見通した上、経費節減に努め、より一層の合理化、効率化に努め、事業運営の健全化を図ってまいります。

今定例会に提出いたします案件は、公営企業会計の決算認定のほか、いずれも重要な案件でございますので、慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会・開議の宣告

○議長（岩原輝夫君） ただいまから平成19年第4回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時15分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（岩原輝夫君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付しておりますので、御承知をお願いします。

○議長（岩原輝夫君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 鈴木隆君、11番 平田雄三君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（岩原輝夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から9月28日までの25日間としたいと思います。これに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から9月28日までの25日間と決定いたしました。

第3 認第1号から第9 議第56号まで（提案説明）

○議長（岩原輝夫君） 日程第3、認第1号から日程第9、議第56号までの7案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に認第1号について、美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） それでは、認第1号 平成18年度美濃市病院事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

赤スタンプナンバー2の決算書の12ページをお開きください。

初めに、事業の概況について御報告いたします。

過去最大の診療報酬引き下げや、深刻な医師・看護師不足等により、自治体病院を取り巻く環境はますます厳しくなっております。こうした中で、当院では、病診連携、病病連携などの医療ネットワークの拡充や専門医療の充実を図り、満足度の高い医療サービスの提供に努めてまいりました。その結果、患者数を初め、手術件数などが増加いたしまして、前年度を6.3%上回る過去最高の医業収益を確保することができました。また、院外処方移行に向けた病院敷地の一部売却や、旧病院分の資産処分など、経営合理化も行ってまいりました。

患者数につきましては、入院が延べ4万94人、1日平均で109.8人、外来が8万6,734人、1日平均354人で、前年度に比べ、入院は765人の増、外来は74人の減となりました。病床利用率は90.0%と、前年度に比べ1.7ポイント増加いたしました。

次に、収益的収支の概況であります。金額につきましては1,000円未満を省略し、説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

当年度純損益は、2行目にありますように、差し引き1億4,210万1,000円の純損失を計上いたしました。これは、その下の行にありますように、医業収益は23億8,002万9,000円と、前年度に比べ約1億4,000万円と大きく増加いたしましたが、新病院建設に係る減価償却費が依然として多額である上、旧病院関係の資産減耗費として約2億2,000万円を計上したことなどにより、医業費用が10.1%と大幅に増加したことなどによるものであります。

なお、企業運営の短期的安定性の目安となる年度末留保資金につきましては、17年度末に比べ約2億2,000万円と大きく増加し、約8億4,000万円となっております。

次に、資本的収支の決算額につきましては、記載のとおりであります。また、建設改良事業では、カルテ庫増設のほか、涙道内視鏡などの医療機器整備を行いました。

それでは、2ページにお戻りください。

決算報告書から、順を追って御説明いたします。なお、この決算報告書は予算執行の計算書でありますので、予算との関係から税込み金額となっております。

まず(1)の収益的収入及び支出でございますが、決算額の欄で御説明をいたします。収入の決算額は26億7,970万8,000円であります。次の表に移りまして、支出の決算額は28億2,144万2,000円となりました。その内容は、後ほど損益計算書で御説明をさせていただきます。

3ページに移りまして(2)の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は2億1,046万8,000円になりました。このうち、第1項は、企業債償還元金等に係る一般会計からの出資金でございます。第2項は、旧病院敷地及び院外薬局用地の売却代金の原価分、すなわち資産台帳帳簿価格分であります。

資本的支出の決算額は3億8,006万7,000円になりました。このうち、第1項は、医療機器整備等に係る建設改良費であります。第2項は、企業債の償還元金であります。第3項は、一般会計からの長期借入金の償還金であります。

なお、欄外にありますように、資本的収入が資本的支出に不足する額 1億 6,959万 8,000円は、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

4ページをお開きください。

経営の概況につきまして、この平成18年度損益計算書のほか、各財務諸表により御説明をいたします。なお、財務諸表につきましては、企業の経営成績及び財政状況を的確に把握するため、税抜き金額となっております。

1の医業収益は、入院収益、外来収益等でありますと、合計は、右から2列目の中ほどにありますように、23億 8,002万 9,000円であります。2の医業費用は、給与費、材料費、経費等でありますと、合計で、右から2列目の下の方にありますように、26億 7,212万 5,000円であります。差し引き医業収支は、一番右側の列の4ページの一番下の数字でありますと、2億 9,209万 6,000円の損失となりました。

5ページに移りまして、3の医業外収益は、合計で、右から2列目にありますと 7,772万 1,000円、4の医業外費用は合計で1億 3,277万円であり、差し引き医業外収支は、一番右側の列の中ほどにありますと 5,504万 9,000円の損失となり、その下の経常収支は3億 4,714万 5,000円の損失となりました。

5の特別利益は、旧病院敷地及び院外薬局用地の譲渡に係る売却利益で、2億 1,714万 9,000円であります。6の特別損失は、徴収不能となった診療費の欠損金などであります。

経常損失から特別利益、特別損失を増減いたしました当年度純損失は1億 4,210万 2,000円となりました。なお、この当年度純損失は、前年度決算と比べますと約 9,800万円の改善となっております。この当年度純損失に前年度繰越欠損金を加えた当年度未処理欠損金は11億 7,765万 4,000円になりました。

次に8ページをお開きください。

平成19年3月31日現在の貸借対照表でございます。

資産の部では、1の固定資産合計、9ページ一番右側の列の一番上の数字でありますが、旧病院施設の除却等により、前年度より約5億 4,000万円減少し、44億 3,245万円になりました。2の流動資産合計、その下の数字でありますが、医業収益の伸び及び土地譲渡等により、前年度より約2億円増加し、9億 3,849万 2,000円になり、その下の繰延勘定合計が1億 7,654万 4,000円で、これらを合わせた資産合計は55億 4,748万 2,000円となりました。

負債の部では、4の固定負債の合計は、一般会計長期借入金の繰り上げ償還等により、前年度より1億 5,000万円減少し 2,910万 1,000円となり、10ページに移りまして、流動負債の 9,860万円と合わせた負債合計は1億 2,770万円となりました。

資本の部では、6の資本金の合計額は、10ページ右側中ほどの数字でありますが、61億 8,477万 8,000円、7の剰余金合計は、11ページの一番右側の列の下から3行目でありますが、マイナスの7億 6,499万 5,000円で、資本合計は54億 1,978万 2,000円となり、負債・資本合計では55億 4,748万 2,000円となりました。

なお、13ページ以降の説明は省略いたしまして、認第1号の説明を終わらせていただきま

す。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に認第2号及び議第53号の2案件について、建設部長 福井昭次君。

○建設部長（福井昭次君） それでは、認第2号 平成18年度美濃市上水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の赤スタンプ2番の決算書の36ページをお開きください。

初めに、上水道事業の概要について御説明申し上げます。

当市の水道事業は、市民に安全で安定した生活用水を供給するため、平成20年度を目標に施設整備を進めております。平成18年度は、主に松森亀野送水管新設、県道富加美濃線松森バイパスの送配水管の新設、生櫛取水ポンプの改良工事、松森配水区配水管新設工事のほか、緊急を要する配水管布設、下水道工事に伴う配水管布設がえなどを積極的に施工してまいりました。

経営面は、給水人口や給水量が伸び悩む中で、本年度は3,633万7,000円の当年度純利益を計上することができました。また、建設改良費は財源の大部分を起債に依存しており、その元利償還金は平成18年度では1億9,172万9,000円であり、今後も増加の一方であります。したがいまして、長期的な経営見通しの中で、さらなる合理化、効率化に努めてまいります。

次に営業では、給水人口は1万7,886人で前年より107人の減少、給水栓数は6,195栓で11栓の増加、年間給水量は約210万4,000立方メートルで、前年に比べ4,000立方メートル、率にして0.2%の増となりました。なお、年間有収率は82.2%で、前年に比べ3.9%の増でございます。

37ページの建設改良は、第5次拡張事業計画により、合計しまして8,376万2,000円の工事を施行いたしました。

事業のうち、これ以降の説明を省略させていただきますが、建設工事の内容、業務の詳細、会計は、38ページから44ページに記載しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

それでは、28ページへお戻りください。

平成18年度の決算について御説明申し上げます。この決算は税込みとなっております。また、金額の読み上げは1,000円未満を省略させていただき、御説明申し上げます。

まず(1)収益的収入及び支出でございますが、決算額の欄で御説明いたします。収入の決算額は3億4,252万6,000円、支出の決算額は3億241万5,000円となりました。その内容は、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

次の29ページの(2)資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は6,127万3,000円となりました。このうち、第1項は、建設改良工事に対する水道事業債でございます。第2項は、配水補助管布設工事負担金でございます。

次に、資本的支出の決算額は1億8,012万2,000円となりました。このうち、第1項は、

第5次計画関連などに係る支出でございます。第2項は、企業債の償還元金でございます。

欄外において、資本的収支の不足する額を補てんいたしました。

次の30ページをお開きください。

この損益計算書と34ページの貸借対照表は、税抜きとなっております。

1の営業収益の合計は2億9,429万8,000円、2の営業費用の合計は1億9,503万4,000円となり、差し引いた営業利益は9,926万4,000円となりました。

次のページの3. 営業外収益の合計は3,341万円、4の営業外費用の合計は9,552万7,000円で、差し引きしますと6,211万7,000円の損失となりました。

営業利益から営業外損失を差し引いた3,714万6,000円が経常利益となり、この経常利益に5の特別損失を差し引いた3,633万6,000円が当年度の純利益となりました。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金2,640万3,000円を加えた6,274万円が当年度未処分利益剰余金となりました。

次に33ページをお開きください。

下の表の剰余金処分計算書（案）をごらんください。この当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、法定減債積立金として3,000万円を積み立てたいと存じます。

次の34ページをお開きください。

資産の部では、固定資産と現金などの流動資産で、資産合計が39億2,320万1,000円となり、前年対比で1,590万7,000円増加しております。

また、35ページの下から2行目、資本合計が39億2,146万6,000円となり、前年対比で2,293万9,000円増加しております。これは主に、5の剰余金の（2）利益剰余金の増によるものでございます。

なお、45ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第2号の説明を終わります。

次に、議第53号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の28ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、県特定基盤整備交付金の確定、平成18年度分消費税の還付金の確定、施設維持管理経費の増額、長瀬浄化センター建設工事委託料の増額などを行うものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,592万3,000円を追加して、予算の総額を16億3,262万8,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の限度額を改めるものであり、左岸処理区管渠整備工事費の減額並びに長瀬浄化センター建設工事委託費の増額に伴い、31ページの第2表のとおり、限度額を5億3,360万円に減額変更するものでございます。

それでは、32ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。32ページをお願いいたします。

歳出の第1款 総務費は564万5,000円を増額し、補正後の額を3,630万9,000円とする

ものでございます。その内容は、受益者負担金納付報奨金及び減債基金積立金を増額するものでございます。

第2款 下水道事業費は 1,908万 8,000円を増額し、補正後の額を10億 1,232万 9,000円とするものでございます。その内容は、処理場及び管渠施設などの管理経費の増額、左岸処理区管渠整備の工事費と委託料の調整、並びに長瀬浄化センター建設工事委託費の増額を行うものでございます。

第3款 公債費は 881万円を減額し、補正後の額を5億 8,399万円とするものでございます。その内容は、平成18年度市債借り入れ分の利率確定に伴い、支払い利子を調整するものでございます。

補正額の財源は、国庫補助金が 660万円、県補助金が 523万 6,000円、繰入金が 328万円、地方債は 1,150万円の減額、その他の 1,230万 7,000円は、消費税還付金及び前年度からの繰越金でございます。

なお、33ページ以降の説明は省略させていただきまして、以上で議第53号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第52号について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第52号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案集の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6,222万 4,000円を追加して、補正後の予算の総額を88億 8,930万 2,000円とするものでございます。補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 岁入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債を、6ページの「第2表 地方債補正」のとおり補正するもので、六反志摩線道路改良事業について 1,010万円を追加するものでございます。

それでは、第1条の補正の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて説明申し上げますので、8ページをお開きください。

1款 議会費は、政務調査費交付金を91万円減額して、補正後の額を1億 3,356万 8,000円とするものでございます。財源は、一般財源を減額いたします。

2款 総務費は 1,631万 7,000円を追加して、補正後の額を10億 9,232万円とするものでございます。これは人件費、サイクルシティ美濃のマップ、サイン等を作成する経費等の補正で、財源は、一般財源でございます。

3款 民生費は 306万 3,000円を追加して、補正後の額を20億 1,354万 7,000円とするものでございます。これは、障害者自立支援に係る給付費等国庫負担金過年度返還金、就労意欲促進事業費、また児童に係る地域生活支援事業費、介護給付事業費等の補正でございます。財源は、国・県支出金 164万 6,000円、一般財源 141万 7,000円でございます。

4款 衛生費は47万 2,000円を追加して、補正後の額を9億 1,721万 7,000円とするものでございます。これは清掃センター補修経費等で、財源は、一般財源でございます。

6款 農林水産業費は 133万円を追加して、補正後の額を 2億 8,829万 4,000円とするものでございます。これは農業用施設修繕事業、有害鳥獣対策事業の経費等で、財源は、分担金13万円、一般財源 120万円でございます。

7款 商工費は 425万円を追加して、補正後の額を 4億 4,384万 9,000円とするものでございます。これは、東京新宿あかりアート展示、観光PR用パンフレット、今井家住宅修繕に係る経費等でございます。財源は、地域づくり推進基金繰入金50万円、一般財源 375万円でございます。

8款 土木費は 1,618万 9,000円を追加して、補正後の額を 12億 3,988万 7,000円とするものでございます。これは、市道の維持修繕及び改良、六反志摩線道路改良等に係る事業費等でございます。財源は、地方債 1,010万円、一般財源 608万 9,000円でございます。

9款 消防費は 1,108万 8,000円を追加して、補正後の額を 4億 114万 9,000円とするものでございます。これは、防災ラジオ購入費、消防団員公務災害共済掛金等でございます。財源は、防災ラジオ売却代 170万円、一般財源 938万 8,000円でございます。

10款 教育費は 1,042万 5,000円を追加して、補正後の額を 11億 5,084万 4,000円とするものでございます。これは、アーティスト・イン・レジデンス事業、御手洗グラウンドトイレ設置工事、学校給食センター給水管整備工事等の経費でございます。財源は、県補助金 7,000円、助成金 290万円、一般財源 751万 8,000円でございます。

以上、今回の補正総額は 6,222万 4,000円で、その財源内訳は、国・県支出金 165万 3,000円、地方債 1,010万円、その他財源 523万円、一般財源 4,524万 1,000円でございます。一般財源は、繰越金でございます。

9ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、議第52号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第54号について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 議第54号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集38ページをお開きください。

今回の補正は、保険給付費及び償還金の増額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ 232万 6,000円を追加し、補正後の総額を 14億 9,267万 7,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明しますので、41ページをお開きください。

歳出の2款 保険給付費 222万円の追加は、地域密着型介護予防サービス等給付費の増額でございます。財源内訳は、国・県支出金86万 6,000円、支払基金交付金68万 9,000円、その他財源66万 5,000円は、一般会計からの繰入金及び繰越金でございます。

7款 諸支出金10万 6,000円の追加は、国庫負担金等の前年度精算に伴う償還金の増額でございます。財源は、すべてその他財源で、前年度からの繰越金でございます。

合計欄で、補正前の額に 232万 6,000円を増額し、補正後の総額を14億 9,267万 7,000円とするものでございます。

42ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第54号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第55号について、参事兼秘書課長 平林泉君。

○参事兼秘書課長（平林 泉君） それでは、議第55号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の45ページをお開きください。また、赤スタンプ4番、条例の制定・改正の概要の1ページを御参照いただきたいと思います。

この条例は、特別職の給料について特例を定めるものでありますと、美濃市特別職の職員の給与に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、市長の給料月額にあっては、平成19年10月1日から平成23年7月25日までの間、月額73万5,000円にするものでございます。副市長の給料月額にあっては、平成19年10月1日から平成21年8月22日までの間、月額64万円にするものでございます。

附則は、施行日を定めております。

以上で議第55号についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第56号について、産業振興部長 村井純生君。

○産業振興部長（村井純生君） それでは、議第56号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集46ページをごらんください。また、議案説明資料、赤スタンプ4の2ページを御参考ください。

今回の条例改正は、中小企業者に対する信用保証協会の保証付融資制度が、信用保証協会と金融機関が連携して行う責任共有制度に移行されることに伴い、弁済責任を負うことになる金融機関から中小零細企業者への資金繰りの影響を緩和するため、この責任共有制度の対象外となる小口零細企業保証制度を美濃市小口融資制度に導入し、国の中小零細企業保証制度に準じた内容に変更し、今までどおり保証協会の10割債務保証とするため、条例改正をお願いするものであります。

第1条は、目的についての規定で、条文に「国の「小口零細企業保証制度」に準じ、」を加え、追認保証の部分を削除するものでございます。

第2条は、指定金融機関についての規定で、「協会と債務保証契約を締結し、かつ、追認保証についての覚書を取り交わしている金融機関」を「協会と約定書を締結している金融機関」に改正するものでございます。

第3条は、信用保証についての規定で、「追認による」を削除するものでございます。

第4条第1号は、申込人の資格についての規定を、中小企業信用保険法第2条第2項に規定する小規模企業者に改め、同条第3号及び第4号アの「、老年者控除額」を削除するものであります。

第7条第1項は、融資の条件についての規定で、貸付限度額を1企業者 1,250万円以内に改めるものでございます。

第8条は、審査委員会についての規定で、審査委員会を「置く」を「置くことができる」に改正をお願いするものであります。

附則は、公布期日と経過措置の規定であります。

以上で議第56号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩原輝夫君） 以上で7案件の説明は終わりました。

第10 議第57号及び第11 議第58号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君） 次に日程第10、議第57号及び日程第11、議第58号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第57号、議第58号の2案件について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） それでは、議第57号 美濃市監査委員の選任について提案理由を御説明いたします。

議案集の48ページをごらんください。

現在、市の監査委員としてお務めをいただいている五十川正弘さんの任期が9月12日をもって満了となりますので、その後任として、別府卓也さんを監査委員に選任いたしましたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

別府さんの住所は美濃市大矢田1177番地1、生年月日は昭和15年1月1日生まれで、年齢は67歳でございます。別府さんは、昭和37年に日本大学経済学部経済学科を御卒業され、現在は税理士として別府会計事務所を経営されておられます。これまでに、美濃市教育委員や大矢田連合自治会長、名古屋税理士会関支部長などの要職を歴任されており、人格、識見ともすぐれ、監査委員として最も適任と考え、選任いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議第58号 美濃市教育委員会委員の任命について提案理由を御説明いたします。

議案集の49ページをごらんください。

現在、市の教育委員会委員としてお務めをいただいている深和公夫さんの任期が9月30日をもって満了となりますので、その後任として、近藤利尊さんを教育委員に任命いたしましたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

近藤さんの住所は美濃市2625番地1の1、生年月日は昭和24年8月9日生まれで、年齢は58歳でございます。近藤さんは、昭和50年に龍谷大学大学院を卒業され、美濃ふたば幼稚園に就職、平成元年から園長に就任されておられます。現在は美濃市教育研究所運営委員長や美濃市社会福祉協議会評議員として活躍されており、教育への造詣が深く、温厚誠実で人望の厚いお人柄であります。人格、識見ともすぐれ、教育委員として最も適任と考え、任命い

たしたいと存じますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして提案理由とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第57号について、本案を同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第57号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に議第58号について、本案を同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第58号は原案どおり同意することに決定いたしました。

[追加議案配付]

○議長（岩原輝夫君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第5号 日豪EPA／FTA交渉に対する意見書が提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第5号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君） 市議第5号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第5号について、6番 佐藤好夫君。

○6番（佐藤好夫君） ただいま上程になりました市議第5号 日豪EPA／FTA交渉に対する意見書につきまして、文案を朗読し、提案とさせていただきます。

それでは、ただいま配付されました議案集の2ページをお開きください。

提案理由とその内容について御説明いたします。

日豪EPA／FTA交渉に対する意見書。

本年から開始された日豪EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）交渉では、豪州政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張すると見られている。

豪州政府の要求どおり、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、牛肉、酪農、小麦、砂糖の主要4分野において約8,000億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、2兆円から3兆円規模になるとされている。

また、食料自給は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くことになる。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったように豪州の農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねない。

よって、国におかれでは、下記事項が実施されるよう強く要望する。

記1. 日豪EPA／FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉の中止も含め厳しい判断を行うこと。

2. 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安定保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年9月4日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣でございます。

以上で市議第5号の説明を終わります。よろしく御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時02分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第5号について、原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、市議第5号は原案どおり決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から9月18日までの14日間休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から9月18日までの14日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については9月10日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（岩原輝夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月19日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

お知らせいたします。午前11時15分から全員協議会を開催しますので、合同委員会室にお

集まりください。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前11時04分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年9月4日

美濃市議会議長 岩原輝夫

署名議員 鈴木隆

署名議員 平田雄三

議事日程（第2号）

平成19年9月19日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 認第1号 平成18年度美濃市病院事業会計決算の認定について
 - 第3 認第2号 平成18年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
 - 第4 議第52号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第2号）
 - 第5 議第53号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）
 - 第6 議第54号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 第7 議第55号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例について
 - 第8 議第56号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
 - 第9 市政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

第1から第9までの各事件

出席議員（15名）

1番	並 信 行 君	2番	古 田 豊 君
3番	太 田 照 彦 君	4番	森 福 子 君
5番	山 口 育 男 君	6番	佐 藤 好 夫 君
7番	武 井 牧 男 君	8番	市 原 鶴 枝 君
9番	鈴 木 隆 君	10番	岩 原 輝 夫 君
11番	平 田 雄 三 君	12番	日 比 野 豊 君
13番	児 山 廣 茂 君	14番	野 倉 和 郎 君
15番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	村 井 純 生 君
		教 育 次 長 兼	
建 設 部 長	福 井 昭 次 君	教 育 総 務 課 長	小 榎 茂 樹 君

		参事兼選舉
参事兼		管理委員会
秘書課長	平林 泉君	・監査委員 古田伸二君
		事務局長
		美濃病院
会計管理者	渡辺兼雄君	事務局長 岩原泰君
総務課長	梅村健君	総合政策課長 西部真宏君
市民課長	河村晃君	健康福祉課長 平野広夫君
産業課長	市原英樹君	観光課長 宮西嘉弘君
土木課長	宮西泰博君	学校教育課長 小椋郁夫君
生涯学習課長	佐藤祥一君	文化振興課長 藤田裕明君
会計課長	古田則行君	

職務のため出席した事務局職員

		議会事務局
議会事務局長	吉田金義	次長 井上司
議会事務局 書記	太田博康	

開議の宣告

○議長（岩原輝夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（岩原輝夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 日比野豊君、13番 児山廣茂君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第8 議第56号までと第9 市政に対する一般質問

○議長（岩原輝夫君） 日程第2、認第1号から日程第8、議第56号までの7案件を一括して議題といたします。

日程第9、市政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

古田議員の一般質問に先立ち、資料の配付依頼がありましたので、これを許し、事務局から配付いたさせます。

[資料配付]

○議長（岩原輝夫君） 最初に、2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

何分新人の初めての質問でありますので、要領を得ないところは御容赦いただきたく、お願い申し上げます。

まずもって、さきの市長選挙におきまして無投票で4選を果たされました石川市長さんに心からの祝意を申し上げたいと思います。まことにおめでとうございました。市長が常々言っておられる「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」「小さくてもキラリと光るオンリーワンのまち 美濃市」を構築するために、健康に御留意いただいて、市政に対し、一層の御精進を期待するものであります。

新人である私の率直な意見を披瀝しますとともに、美濃市政への提案をあわせて述べさせていただきます。

今、美濃市の発展、存続を考えるとき、人口問題は最も重要な要素であり、これを避けて考えることはできないと思います。高度経済成長を遂げた日本は、いまだかつて経験したことのない人口減少問題に直面しております。また、その人口構成において少子高齢化がさらに進み、地域経済、福祉、医療を初め、あらゆる分野において大きな社会問題がわき起こっているところであります。

美濃市におきましては、最近の資料によりますと、毎年およそ 200人以上、 300人近くの人口減少が続いております。また、高齢化率におきましては、全国平均の20.7%に対し、美濃市は平成18年度で25.6%に達しております、全国平均では5人に1人が高齢者であるのに対し、美濃市では4人に1人が高齢者という厳しい現実になっております。こうした社会環境の中で人口増加を望むのは至難のこととは承知しておりますが、「住みたいまち 訪れたいまち」を目標に掲げる以上、住む人に便利で安全な生活環境を整備し、健全な財政を確立し、安心して住めるまちにすることが急務であると考えます。

私は、美濃市の現状を決して悲観しておりません。近年、世界の注目を集めるほど好調な経済状況にある中京経済圏を囲む東海環状自動車道の開通は、東海北陸自動車道との結節点であるここ美濃市を、名古屋を中心とする経済圏の北の玄関口として位置づけてくれました。東には多治見、豊田、西には、未完成ですが、大垣、四日市、南には名古屋、北には飛騨、富山、そして言うに及ばず東名・名神高速道、中央自動車道へのアクセスが本当に身近なものになってきました。現に、中央自動車道を経由する東京近辺からの往来も目立たぬところで活発になっており、もちろん名古屋を経由する交通量は飛躍的に伸びておりますので、この現状を市の将来計画に生かしていくれば、人口増加も企業立地も現実のものになってくると確信をいたします。

石川市長には、改めて、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現のために、より現実的な定住人口の増加、交流人口の増加、あるいは企業立地を誘導する政策を積極的に推進していただきたく、強く要望いたすものでございます。この要望を前提として私の意見を申し上げ、以下5点について質問をさせていただきます。

第1点は、人口増加のための積極的な事業推進についてであります。

私は、松森に住んでいて区画整理事業にもかかわり、事業を進める困難さも経験してきましたが、完成後の効率的な土地利用や、道路、公園など整備された快適な生活環境を体験して、20年後、30年後の住みよいまちづくりには、住みたい人を受け入れるための区画整理事業を推進しなければならないと考えます。地権者の同意を得るという高いハードルはありますが、事業を進めるためには、担当する事務局体制を強化するなど、市の積極的な姿勢を示すことが必要であります。石川市政4期目の重要施策として、これ以上人口は減らさないという市長の強い決意で実現させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、市長に伺います。

なお、企業誘致についても質問を考えておりましたが、いましばらく勉強してからにしたいと思います。

次に、見坂峠に建つ宗祇句碑の保存・修復、貴重な歴史文化財産の発掘と情報発信について質問します。

お手元に写真を配付させていただきましたが、市内港町の灯台のそばに、江戸時代の儒学者で詩人としても活躍した頼山陽と、その門下生であった郷士の偉人・村瀬藤城とが、港町で船での別れ際にうたったとされる記念碑が建っておりますが、さらに古く、室町時代の旅

の僧で歌人の宗祇が、美濃を訪れた際に、その感慨をうたったとされる場所が残されていることは皆さんお存じでしょうか。

宗祇とは、郡上八幡にある有名な宗祇水の宗祇寺であります。あまり知られていませんが、美濃と飛騨とを結ぶ街道の一つであった見坂峠の中腹、関市との境界近くの山道の登り口に句碑が建っています。「関越えて ここも藤しろ 見坂かな」と刻まれています。「関越えて ここも藤しろ 見坂かな」、藤しろとは、ここ美濃上有知においては古城山のことであり、また宗祇の故郷である紀州の地名でもあります。紀州にまつわるうたまくらに「白藤」という言葉があったそうです。万葉集にも「藤代の み坂を越ゆと城妙の わが衣手はぬれにけるかも」との和歌があります。宗祇は、飛騨から関を越えて美濃に入る際、ここ見坂峠から古城山を望み、白い藤を見て望郷の念に涙したと言われます。つい先日も、横浜市から訪れた方がこの句碑一帯を見られ、貴重な文化資料が朽ちてしまっている現在の状態を何とか修復できないものかと残念がっておられました。

日本独自の伝統文化である詩吟の世界に趣味を持つ人々にとって、このような句碑はその土地を語る大切な名所であって遺跡であると思います。こうした句碑の保存・修復はできないか、お尋ねします。あわせて、周知するための案内看板が設置できないか、お尋ねします。

また、歴史と文化を大切にしている本市では、隠れたところにあって日の目を見ない貴重な歴史文化財産をどのように発掘し、市内外に向けた情報発信をどのようにしていくのか、お尋ねします。小さくてもキラリと光るまちづくりを進める上で、必要なことではないでしょうか。教育次長にお尋ねします。

3点目は、交流人口の増加を図るため、観光客に対するわかりやすい案内板の設置について質問いたします。

例えば、美濃インターをおりたところに大きな観光案内板を設置すれば、うだつの町並み、和紙の里会館など、市内への観光地へ迷わずに行くことができます。また、国道、県道の要所には、よりわかりやすいQRコードのついた案内板を立て、携帯カメラに写すことにより美濃市のマップが閲覧できるようなシステムをぜひ導入していただき、全国の先進的な観光都市と同様に、きめ細かな観光施策を進めてはどうでしょうか。この点を産業振興部長に伺います。

4点目に、環境保全対策として、生ごみの自然への還元を含めたごみの減量化対策について質問いたします。

市のごみ処理のために必要とされる費用は年間2億3,000万円余りとなっており、1人当たりに換算すると約1万円かかっていることになります。これが多いか少ないのか気になるところですが、県下の他都市の1人当たり費用はどの程度か、お伺いいたします。

現在の市の制度は、市の負担を考えなければ、量の規制はありませんし、ごみ袋は安く自由に購入できるので、市民としてはありがたい制度ではあります。しかし、地球温暖化を始めとして、さまざまな環境問題が社会問題となっている現状を考えると、行政も市民もこの

問題を直視する必要があるものと考えます。ごみの焼却には厳しい法律の規制があることは承知しておりますが、規制の範囲内で家庭で焼却することができるものはないのかをまずお尋ねします。

私は、各家庭の努力と焼却の仕方によって、もっと節減できるものと考えます。例えば、農家の方が草木をごみとして出す人が少なくないので、これを畑、空き地で焼却できる方法は考えられないのか。野菜くず、生ごみなどを自然に還元するための市の取り組みについても、あわせてお尋ねいたします。

また、ごみ袋の値段が美濃市では何枚買っても20枚で200円ですが、閔市の場合、枚数が一定量を超えると1枚が300円になります。粗大ごみの引き取りは、美濃市は無料ですが、閔市では1個につき500円となっています。このアンバランスな状況が今後も続くとすると、他市のごみが大量に美濃市に流入する事態もなきにしもあらずと危惧いたします。広域行政でごみを処理する場合は、ごみ袋など市民負担を統一する必要があると考えますが、市の方針、対策について民生部長にお伺いいたします。

最後の質問となります。道普請方式をより充実させ、市民協働のまちづくり活動を積極的に展開できなかということです。

松森地区で4年前に結成されたボランティア団体「松森を美しくする会」の活動を紹介し、行政と地域のあり方について考えてみたいと思います。この会は、地域の環境整備など、すべてを行政に頼るのではなく、自分たちでできることは自分たちでやろうというごく自然な発想で活動しており、市が推進されている道普請方式の一例として市への提案になり得ると考えます。

活動の一つは、名鉄軌道敷跡の草刈りでした。最初の2年間は夏に生い茂る草を刈り取るだけの作業でしたが、昨年、市において約1キロメートルの「ちんちん電車遊歩道」を整備していただきました。今では、多くの市民がウォーキングを楽しむところとして大いに活用されています。遊歩道の完成後には、出入り口を設けるために6カ所に階段を設置しましたが、これも市からブロック、セメントなどの資材を提供していただき130名のボランティアにより、立派な階段を完成することができました。現在は、夏場の除草作業と池の清掃などを自主的に管理しております。

次は、松鞍山の登山道の植樹についてあります。この松鞍山の頂上には1,300年ほど前に松鞍神社が建立されており、神社への参道が登山道になっております。中有知地区では、二十数年前から体育振興会の呼びかけで体力づくりの一環としてこの山へ元旦登山することが恒例になってきており、地元では信仰の山であるとともに、手軽に登れるレクリエーションの山として親しまれています。一昨年、土地の所有者に御協力いただいて、この登山道に桜ともみじを植樹することを計画し、幼稚園児や小学生にも呼びかけ、100人に100本の桜を記念植樹していただきました。また、昨年春には亀野町側から登る登山道にもみじを50本植樹して、その後の管理も行っております。10年、20年先には桜が咲き、もみじが紅葉すれば、もっともっと多くの人に親しまれる登山道になることを期待しているところであります。

ます。

盆踊り大会も3年継続して行いました。この盆踊り大会は、松森、松倉台、望が丘に転入された新しい住民の方にも参加していただき、地域住民がもっと親しくなれる交流の場にしたいという目的で、3自治会に協賛いただきながら、すべてを手づくりで準備して実施してきました。ことしは延べ人数で500人くらいの参加があり、年々盛大になってきましたので、目的が達成されつつあると喜んでおります。

このほか、都市公園の清掃、曾代用水沿いの桜並木の手入れなど、自分たちの住む生活環境を少しでも美しく清潔にしたいと、自分たちのできる範囲で活動をしております。

以上御紹介しました活動は、ここで申し上げるほどのことではないかもしれません。また、これよりも充実した活動をおられる団体も多いことと思いますが、私は、こうした活動を通じて、地域に親しむ、ひいては市を愛するという気持ちが少しづつ醸成され、地域全体に浸透してくることは間違いないと考えましたので、御紹介させていただきました。

市の将来に向けて、厳しい財政事情の中で小さくともキラリと光るまちを築くためには、市民団体やボランティア、NPOなど、多くの市民と協働したまちづくり活動を全市的に広めることが肝要だと思います。市長の考え方を伺います。

以上、幾つかの質問をさせていただきました。答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

古田議員の一般質問の1点目にお答えする前に、ただいまは過分なお言葉をいただきまして、ありがとうございます。一生懸命励みにして頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

さて1点目の、人口増加のため積極的な事業の推進についてという質問でございますが、お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、将来に向けた美濃市の発展、あるいは存続を考えますときに、人口対策は極めて、最も重要なと言った方がいいかもしれません、課題であります。人口対策は総合対策でありまして、都市基盤の整備はもとより、暮らしに必要な環境整備、あるいはまちの活力やにぎわい、さらには、いつまでも住み続けたい、あるいは住んでみたいと感じられる、こうした魅力のあるまちづくり、こうした諸条件を整えることが、またそれを十分満たしたところで初めて実現できるものと思っております。

第4次総合計画におきましても、将来都市像を「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」とし、「小さくてもキラリと光るオンリーワンのまち」をまちづくりのテーマに掲げまして、快適な暮らしの環境づくりや、安全・安心で元気なまちづくり、健康でゆとりと豊かさの実感できる暮らしづくりなど、独自の本物のよさを引き出し、魅力ある美濃市づくりを進めているところでございます。

これまで、高速道より市内への導入道であります156号線はもとのこと、県道富加美濃線や広岡町松森線、あるいは前野7号線など、最近におきましても、道路整備を初め、また

快適で環境のための対策として、普及率は85.6%以上になりましたが、下水道事業や上水道事業、あるいは住宅供給用地として美濃西部、あるいはインター前、曾代の区画整理事業、あるいは情報化に備えたケーブルテレビの整備、あるいは産業振興や情報発信、あるいは防災施設としての道の駅の建設など都市機能の強化を進めまして、また中心の市街地におきましては、活性化のための電線類の地中化を含む諸事業にも取り組んできたところであります。

このほか、住宅対策、産業振興、健康・福祉の充実等、あるいは医療の充実として美濃病院の建設、あるいは教育の充実を図るための学校再編やいろんな文化の諸事業、あるいは防災・環境など、住むために必要な条件整備の推進に努めてきたところであります。また、市民生活上、情報公開や市民参加の環境づくりとしてこれを進め、市民の参加として、あるいは市民の事業として、あかりアートや、あるいはツアー・オブ・ジャパンや、あるいは創作ミュージカルや、あるいは福祉への活動など、大変市民の参加も多くなってきたところであります。

しかしながら、人口の減少は全国的な傾向であり、しかも中山間地域といいましょうか、こういった地域の都市への人口流入といいますか、そういったものがありまして、この中山間地域の人口減少は全国的に顕著なものがあります。美濃市もその御多分に漏れず、そういったところがございます。また、少子高齢化の進展に伴って日本の総人口は今後長期にわたり減少し、平成58年には1億人を割るとの見方もなされ、人口問題は大きな社会問題であります。

こうした状況の中ではありますが、豊かな自然に恵まれ、これまで培われてきました固有の美濃市にある伝統文化を持つ「ふるさと美濃市」を後世に引き継ぐためにも、さらに知恵を絞り、人口増加を図るための諸施策の推進に力を注いでまいりたいと、このように思っております。

本市も、ようやくこれまでのまちづくりが認められまして、全国的にも注目されるまでになってまいりました。スローライフ時代にありまして、川の駅構想やサイクルツアーやの推進など、本市の魅力にさらに磨きをかけ、住みたい、訪れてみたいと感じていただけるまちづくりを進めていきたいと思っています。余談ではありますが、現在、フルムーンのJR6社による全国の駅には美濃市の川湊灯台が今PRとして使われています。そのほか、この秋には東京行きのバスも美濃発が出るという状況下になってきています。

さて、一昨年、東海環状自動車道の東回りが開通し、本市の交通アクセスは飛躍的に向上いたしました。この地の利を最大限に生かし、産業の活力と雇用の拡大を図るために、池尻、笠神地内に新たな工業団地開発を促進するほか、近隣商業地や住宅地の供給促進を図るため、上生櫛及び吉川町地内、さらには市南部地域での新たな区画整理事業に精力的に取り組んでまいりたいと考えています。

また、本市の表玄関であります美濃インター前地区につきましては、市といたしましては、この地域は住宅専用地ではなく、準工業地域に指定をしており、土地の高度利用による

新市街地を形成する地域であると考えております。商業地域でないのは、いろいろな風俗の営業ができない地域として、商業、工業、あるいは住宅の混在するにぎやかな新市街地を形成するという地域であります。美濃市の将来の発展のためには、核となる施設を取り込みながら、インター前にふさわしい、にぎわいと活力の場となるべきと考えておりますので、今後は議会の御協力も得ながら、積極的に区画整理組合へ働きかけて、また支援を行い、将来の美濃市の発展につながるよう努力したいと思います。

こうした都市基盤の整備のほか、第4次総合計画の後期基本計画を基調とする中で、元気の出る美濃市づくりとして、働き場確保のための工業団地の造成は先ほど申し上げました。少子化対策として、子供の医療費の無料化の充実などによる子育て支援、あるいは市民総参加の健康づくり、高齢者、障害者の福祉の向上、少人数指導等による教育の充実や、防災・防犯、環境保全などの諸施策につきましても、厳しい財政状況の中ではありますが、引き続き最善の努力を積み重ねてまいりたいと思いますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして5点目の、道普請方式をより充実させ、市民協働のまちづくり活動を積極的に展開できないかについてお答えをいたします。

ただいま議員から、松森地区で4年前に結成されました松森を美しくする会について、結成の趣旨、あるいは今日までの活動状況など、詳細にわたり御紹介をいただいたところでございますが、すべてを行政に頼るのではなく、自分たちで自分たちの地域にできることは自分たちの手でやっていこうという、こうした皆さんの熱意とその活動は、私は美濃市を代表する道普請のモデルとなるものであって、必ずこういったものは美濃市の発展につながっていくと考えております。まずもって、ここに改めて敬意を表しますとともに、深く市長として感謝を申し上げる次第であります。

議員のお考えと同様に、私の目指すまちづくりの方向性の原点はまさにここにあります。地域の環境整備を初め、健康、福祉、教育、文化、防災など、さまざまな分野において市民との協働による美濃市づくりを推進することにあります。地域住民の皆さんのがみずから考え、みずから手で実践されるまちづくりやイベントなどの地域活動の奨励が、地域の活力を引き出して地域住民相互の連帯感を高めることとなり、これを全市的に広げていくことによって、市民が誇りと愛着を持って、真に魅力の実感できる「住みたいまち 美濃市」になるものと考えております。今後も、議員御提案のとおり、市民と協働したまちづくりを強く進めていきたいと、このように思います。

道普請につきましては、これまで主に市道、農道、林業施設等の市民との協働型の維持管理などを中心として積極的に展開をしてきたところでございます。平成16年度から18年度までの実績といたしますと、土木関連で22件、農林関係で45件の道普請がございました。さらに今後は、市長として4期目の私のマニフェストと申しますか、公約の中で述べましたとおり、（仮称）ふるさと委員会を、議会の御理解をいただきながら、市内5地域に立ち上げまして、予算措置を講じまして、その予算の範囲内においては自由にその地域で使えるよう

にして、こうした市民の協働によるまちづくり支援を行ってまいりたいと、このように考えておりまして、御理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。御理解いただきますようどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（岩原輝夫君） 教育次長兼教育総務課長 小椋茂樹君。

○教育次長兼教育総務課長（小椋茂樹君） 古田議員の一般質問の2点目、見坂峠に建つ宗祇句碑の保存・修復及び貴重な歴史文化財産の発掘と情報発信についてお答えいたします。

御指摘の宗祇句碑は、室町時代の連歌師・飯尾宗祇が旅の途中、美濃に立ち寄り、「関越えて ここも藤しろ 見坂かな」と、やっと美濃にたどり着き、ほっとした気持ちや、ふるさとを思う気持ちを句にしたものと思われ、その句碑が見坂峠の県道美濃川辺線沿いに建てられております。

市としましては、保存・修復をする場合には文化財の指定が必要となってまいります。文化財の指定につきましては、歴史的価値や製作者の歴史的評価、当時の時代背景等、諸要素を文化財保護委員会で総合的に判断して決定します。この場合、句自体は該当しませんが、句碑の書が本人のもので、歴史的にも古く、価値が高いと評価されるものについては該当してきます。御指摘の句碑につきましては、宗祇の死後 300年ほどたった1800年ごろ建てられた句碑で、書はだれによって書かれたものかも不明であるため、現時点では文化財の指定は難しいと考えられます。

句碑の案内看板の設置につきましては、他に同様なものもありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

また、貴重な歴史文化遺産の発掘につきましては、文化財保護委員の皆様が中心となって、市内に埋もれている文化財の資料等の集積に努められ、調査・研究がなされているところでございます。

情報発信の方法につきましては、市のホームページや文化財展の開催などで周知を図っておりますが、今後はホームページに加えるなど、内容の充実を図り、広くPRをしていく考えでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 産業振興部長 村井純生君。

○産業振興部長（村井純生君） 古田議員の一般質問の3点目、交流人口の増加を図るため、観光客に対するわかりやすい案内看板の設置についてお答えいたします。

現在、うだつの町並み、小倉公園、美濃和紙の里会館等の観光施設への案内看板は、国道及び県道に設置され、観光客や訪れる人々の道しるべとなっています。美濃インターからうだつの町並みへの案内看板は、美濃インター出口、国道 156号線の下松森交差点と段交差点、泉町交差点手前に設置されています。美濃和紙の里会館への案内看板は、国道 156号線の松森交差点、曾代交差点手前に設置され、県道美濃洞戸線は新美濃橋前野側や長瀬、蕨生に設置され、民間に委託した看板もございます。

美濃市は景観形成団体として指定を受けており、看板やサインについても、それにふさわ

しいものに統一する計画であります。府内でも十分検討し、関係団体とも調整もしていきます。いずれにいたしましても、東海環状自動車道東回りの開通や今後の東海北陸自動車道の全線開通等、交通事情の変化も検討に入れ、来客者のアンケート調査も行い、観光地にふさわしい看板で観光客を誘導するのかを検証したいと思っております。また、今後新たに看板を設置したり改裝する場合には、QRコードの導入を検討し、観光客が安心して訪れていただけの観光地を目指していきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（岩原輝夫君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 御質問の4点目、環境保全対策として、生ごみの自然への還元を含めたごみの減量化対策についてお答えいたします。

ごみの減量化につきましては、ごみのリサイクルを基本といたしまして、一般廃棄物は、可燃物、不燃物、食品トレー、缶、瓶、古紙、ペットボトルなど、13種類16品目の分別収集を市民の皆様の御理解と御協力により実施し、減量化に努めているところであります。また、ごみの減量化対策として、1人当たりの排出量を平成17年度に比較して1%削減できるよう目標を定め、その施策の一つとして、7月をリサイクル推進月間とし、市民に対して、資源を大切に使う、繰り返し使う、資源として再び使う、すなわち3R運動の推進を行うとともに、市廃棄物減量等推進委員の協力を得て、本年7月から8月にかけて151ヵ所のごみステーションにおいて、延べ773人の市民の方々に正しいごみ分別の仕方などの現地指導を実施いたしました。

御質問の一つ目、県下他市の1人当たりの費用につきましては、県下市町村廃棄物処理事業経費調査によりますと、平成17年度実績で、県下市町村の平均は1万2,608円で、本市は1万698円、低い方から5番目となっております。なお、この金額につきましては、処理施設建設に伴う建設費及び借入金の償還金等の建設改良費が含まれている市もあり、単純に比較できない点もありますので、御了承願います。

二つ目の、規制の範囲内で家庭で焼却することができないかにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2により廃棄物焼却の禁止が規定されており、例外規定により、農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないもの及びたき火その他、日常生活を営む上で通常行われている焼却であって、軽微なものは認めるとされております。しかしながら、焼却に伴っての煙や焼却灰が飛散し、苦情の通報が寄せられていることも現実です。法律では許されていても、生活環境上好ましい処理ではないと考えます。

三つ目の、生ごみの自然への還元策としましては、生ごみ発酵促進剤等購入補助金交付事業及び電気式生ごみ処理装置購入補助金交付事業を設置し、生ごみの堆肥化を推進しているところでございます。電気式生ごみ処理機につきましては、平成11年度に交付要綱制定後、本年8月末日までに延べ427件、金額にして約637万円の補助をいたしております。引き続きこの処理機やボカシの普及を図り、生ごみの減量に努めてまいります。

四つ目の、ごみ袋など市民負担を統一する必要があるのではとの御質問につきましては、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条により、ごみの分別方法、有料化など、家庭ごみなど、いわゆる一般廃棄物の処理に関する事項について市町村それぞれが定めることとなっております。現在は、関市、美濃市とも中濃地域広域行政事務組合でごみの最終処理を行っておりますが、収集業務や市民負担について広域行政として整合性を持たせることや、厳しい財政運営の中で新たな財源として検討が必要になってくるものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） お礼と要望を申し上げます。

ただいまは、初めて的一般質問に対し、丁寧に御答弁いただき、ありがとうございました。

私は、4月に美濃市議会議員に当選させていただき、市民が健康で豊かに、そして生きがいを持って暮らすことができるために、議員としてどのように活動すべきかをあれこれと考えております。きょうは緊張し、十分に意を尽くす質問ができませんでしたが、私は、市民が美濃市をこよなく愛し、もっともっと市を活性化させたいという一念で質問をさせていただきました。土地区画整理事業による居住環境整備を進め、働く場所を確保し、歴史文化を大切にする心、観光客を迎える心、環境を守る心をはぐくみ、市民と行政が一体となって取り組むまちづくりを積極的に推進していただくよう要望し、一般質問を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 次に、8番 市原鶴枝君。

○8番（市原鶴枝君） ただいま発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問、ペイオフの全面解禁における公金の管理・運用について、年金記録問題について、美濃病院の救急患者の取り扱いについて、美濃病院の産科の開設見通しはあるのか、美濃病院内職員のための24時間保育所の進捗状況についての5点を質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、ペイオフの全面解禁におきます公金の管理・運用についてをお尋ねいたします。

ペイオフは、小泉内閣時代の改革路線において、構造改革の旗印として実施するという基本路線が打ち出され、平成17年4月1日から全面解禁になり、地方公共団体が公金を預金している金融機関が万一破綻した場合、公金預金であっても、一般預金者の預金同様、保険機構による預金保険から支払いを受けることができる金額が元本1,000万円とその利息に限られるということになり、金融機関への預貯金に対して大きな衝撃と不安感を増幅させたところでございます。特に地方公共団体の公金の安全管理体制に大きな変革が求められることになり、当市におきましても、付保護対象額を超える公金の管理をどのようにしたらよいか、さらに公金の運用方策などについての検討がなされてきたことと存じます。

ここで一つ目として、ペイオフの全面解禁から2年数カ月を経ました現在までの公金の管理・運用状況についてお尋ねをいたします。

地方公共団体は、地方自治法で公金の管理を義務づけられている歳計現金は、安全で危険

のない最も確実かつ有利な方法で保管し、基金は、条例の定める特定の目的に応じて確実かつ効果的に運用し、その管理は、基金に属する財産の種類に応じて、公有財産の保管によって行われることとなっているよう承知しておりますが、当市におけるこの2年数ヵ月間の公金の管理・運用状況についてお尋ねをいたします。

二つ目といたしまして、金利引き上げなどに伴う公金の有効な管理・運用についてお尋ねをいたします。

平成18年7月に日銀がゼロ金利政策の解禁に踏み切ったことに伴い、銀行の預金金利の大額な引き上げが行われております。一方、金融機関においては、不良債権処理も順調に進み、健全性の指標であります自己資本比率も右肩上がりとなり、金融機関の破綻に対する不安が払拭されている現在、付保護対象額を超える公金を定期預金等で運用することも有効な方策の一つだと思いますが、金利が引き上りました現在の公金の管理・運用方策等についてお尋ねをいたします。

次に2点目、年金記録問題についてお伺いをいたします。

日本の公的年金制度は、国民皆年金であり、すべての国民が厚生年金、共済年金、国民年金のいずれかの制度に加入することになっています。このうち国民年金は他の厚生年金や共済年金のベースにもなっていて、この国民年金から給付されるのが基礎年金です。つまり、厚生年金や共済年金は、基礎年金の上にそれぞれの制度の年金を上乗せされているという2階建ての仕組みになっています。

かつては加入する制度ごとに設定されていた年金手帳の番号が、平成9年1月から基礎年金番号により共通化され、これによって、加入制度が変わっても、番号はそのまま変わらず使用できるようになりました。当時、約3億件あった年金番号が統合されることにより約1億件になったものの、この際に統合されず、旧来の年金番号のまま管理されている年金記録が約5,000万件残っており、今回の問題の発端となっているところでございます。

厚生労働省社会保険庁は、今後の対応として、年金記録の統合に向けて、この1年間で徹底的なチェックを行うということあります。その対策の一つとして、市町村での出張相談を可及的速やかに実施ということで、当市でもことし7月に社会保険事務所の出張相談が実施されました。

そこで、出張相談の実施についてお尋ねをいたします。一つ、社会保険事務所の出張相談時の状況について。次に、これだけ大問題となり、市民の不安も深刻なものとなっておりますが、二つ目として、当市役所でも支給漏れなどの可能性の確認はできるのか。また三つ目として、市としての当面の業務はあるのかをお尋ねいたします。

次に3点目、美濃病院の救急患者の取り扱い状況についてお尋ねをいたします。

先般、奈良県で、救急車で搬送中の妊婦の受け入れ病院がなかなか見つからず死産するという、まさに現在の我が国の産科医療が抱える欠陥をさらけ出すような出来事がありました。安心して出産できないのは、日本の医療の危機でもあります。119番通報で救急車が女性のもとに到着、搬送するに当たり関係病院に連絡するも、多忙などを理由に計9病院に断

られ、やっと受け入れ病院が決まって出発するまでに1時間半、そして搬出中に救急車の中で破水、途中で救急車が事故に遭ったりして病院着は通報から3時間後だったという、救急医療失格の異常事態が起きております。昨年8月にも、奈良県では、分娩中に意識不明になった女性が19ヵ所の病院に転院を断られ、死亡する事故も起きております。

現在では、奈良県のみでなく、他の県でもこのような事件が表面化してきております。これらの現状は、大学医学部の定員再見直し、医師、看護師などの労働条件や待遇の改善、医療過誤に関する医師の負担軽減など、抜本的な対策の検討を早急に始めるべきであると考えます。また、今回の事件はたまたま妊婦でしたが、これはどの科の医師や看護師等にも当てはまる事であり、救命救急指定病院であるないにかかわらず、その責務は重大なものでございます。

そこで、美濃病院における急患の取り扱いの現状についてお尋ねをいたします。一つ目、医師、看護師等の数は充足しているのか。二つ目、受け入れできない場合が年間どのくらいあるのか。三つ目、今後の対策についてをお尋ねいたします。

次に4点目、美濃病院の産科の開設の見通しはあるのかについてお尋ねをいたします。

産科医の減少と過酷な勤務の現場から、起こるべくして起きたと言われる奈良県を初め次々と表面化してくる妊婦をめぐる事件等は、産科医の確保が大変難しい状態であることは十分理解できますが、少子化対策の基本は、まず母子ともに安心して地元など望む場所で出産できることが求められ、それを抜きにして子育て支援策も生まれてこないと思います。市民は、産科の開設に期待し、切望しております。医師の不足は言うまでもなく、不採算部門でもある産科の開設は甚だ難しいことと存じますが、見通しはあるのかどうか、お伺いをいたします。

次に5点目、美濃病院内職員のための24時間保育所の進捗状況についてお尋ねをいたします。

ことし4月より美濃病院内に職員のための24時間保育所の開設ができましたことは、女性医師や看護師等の継続的就労支援対策として大いに賛同するところでございますが、その進捗状況と今後の展望についてお尋ねをいたします。

以上、大きく分けて5点質問をさせていただきましたので、よろしく御答弁のほどをお願い申し上げまして、私の質問を終わりります。

○議長（岩原輝夫君） 会計管理者 渡辺兼雄君。

○会計管理者（渡辺兼雄君） それでは、市原議員の一般質問の1点目、公金の管理・運用についての一つ目、ペイオフ全面解禁後の管理・運用状況についてお答えをいたします。

ペイオフ解禁は、利息のつかない決済用預金を除くすべての預金について、預金等全額保護の特例措置が平成17年3月31日で終了したことでございます。したがいまして、平成17年4月1日からは、万が一金融機関が破綻した場合、預金保険機構から金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が保護されることになりました。そのため、地方公共団体もみずからの責任においてリスクも覚悟した公金の管理・運用の必要が生じてまい

りました。

そこで、ペイオフ対策としまして、平成15年1月に府内に美濃市資金管理運用委員会を設置し、美濃市資金管理並びに運用基準を定め、平常時から金融機関の自己資本率がおおむね8%以上を維持しているかなど、経営指標の推移を把握して健全な金融機関を選択すること及び預金債権と借入金債務との相殺の活用と、全額預金が保護される決済用預金の活用を図ってきたところでございます。このような基準を踏まえて、歳計現金は日々の支払いのため決済用預金で管理し、基金の資金は、市中銀行を中心に、縁故債などの借入金の総額と相殺できる額を定期預金と、それ以外は利息のつかない決済用預金で管理・運用してきたところでございます。

次に二つ目の、金利引き上げなどに伴う公金の有効な管理・運用についてお答えをいたします。

日本銀行が市中銀行に融資する際の金利は、ゼロ金利政策が平成13年9月から続いていましたが、景気の動向から平成18年7月に0.4%、平成19年2月に0.75%と、2度にわたり金利の引き上げがなされました。これに連動して、銀行の預本金利なども引き上げとなりました。

こうした中にありまして、公金の一層有効な管理・運用を図るため、平成18年度では、市中銀行などに基金の資金を積み立てていた定期預金を中途に解約し、金利の高いものに積みかえを行いました。また、基金の資金を中心に、預金以外の運用として、元本の償還及び利息の支払いが確実な、発行済みで年度内償還の短期割引国債や政府短期証券などの債券を購入したところでございます。平成19年度では、引き続き、市中銀行などの定期預金と短期割引国債を購入して管理・運用しているところでございます。近年の運用の利息は、平成17年度約82万円、平成18年度約405万円、平成19年度は約1,017万円を見込んでいるところでございます。

今後とも金融情報を的確に把握しつつ、流動性や元金の保証を確保しながら、安全・有利な公金の管理・運用に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 市原議員の一般質問の2点目、年金記録問題についてお答えします。

まず一つ目、社会保険事務所の出張相談時の状況についてお答えします。

美濃市における社会保険庁の年金問題の出張相談については、ことし7月19日、美濃市防災中央コミュニティセンターで開設されました。それに先立ち、7月1日号の広報「みの」により、市民の皆様には年金相談の開設と年金記録の確認方法などを周知したところであります。当日は53組、延べ67人の相談があり、午後4時までの予定を午後5時30分まで延長して行われました。社会保険事務所によると、相談内容は記録の確認が多くを占め、自分の年金記録に疑義があるという方は少なかったとのことでございます。なお、岐阜地方第三者委

員会に対する年金記録に係る確認申立書は、9月7日現在で美濃市在住者からは提出されておりません。

次に二つ目の、市役所で支給漏れなどの可能性の確認ができるかについてお答えをいたします。

市には、国民年金制度が発足した昭和36年からの国民年金の台帳はありますが、厚生年金等の年金記録の写しやデータ等がないため、年金記録に正しく反映されているか、支給漏れの可能性があるかなどの確認はできません。したがって、まず御自分の年金記録を入手していただき、国民年金に関して疑問がある場合には、市の保有する国民年金台帳で確認することが可能となります。

三つ目、市として当面の業務はあるかについてお答えをいたします。

市としましては、市民課において随時相談に応じるとともに、必要な方には年金加入記録照会依頼書を社会保険事務所に届けたり、社会保険庁からの国民年金記録台帳の写しの照会に応じております。9月5日現在、年金記録照会の進達が23件、社会保険庁からの照会に対する回答が35件となっております。また、年金記録の国民年金部分に疑義がある場合、必要に応じて、市の保管する国民年金台帳の写しを無料で交付するなど、年金問題についてはできる限り市民の皆様の便宜を図るように努めております。

以上をもって答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（岩原輝夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） それでは、市原議員の一般質問の3点目、美濃病院の救急患者の取り扱い状況についてお答えいたします。

まず、救急の概要について申し上げます。

夜間・休日の患者数は、平成18年度の年間実績で夜間 2,036人、休日 2,917人の合計で4,953人であり、1月当たりでは 414人であります。このうち、1割強の年間 554人、1カ月当たりでは46人が入院されております。病院の受け入れ体制につきましては、夜間・休日とも医師、看護師それぞれ1名が従事し、緊急の場合に備え、医師は内科系、外科系が相互に自宅待機、看護師は病棟からの応援をする体制をとっております。この体制を、医師は非常勤職員1名を含む13名で、看護師は外来担当を主体とする正職員11名で交代勤務し、勤務の度合いは、1カ月平均で、医師は夜間宿直が3回、休日日直が1回の計4回、看護師は、休日は振りかえ出勤で対応し、夜間宿直はおおむね3回であります。

さて一つ目の御質問の、医師、看護師等は充実しているかについてであります、近年の厳しい雇用状況下における2次救急病院の体制といたしましては、許容の範囲内であると考

えております。しかし、医師の専門性や、宿直時には32時間以上を連続して勤めなければならないことを考えれば、一層の充実が望まれるところであります。

次に二つ目の、受け入れできない場合は年間どのくらいあるのかにつきましては、以前は専門外の医師が当直の場合にはお断りしたケースも若干ありましたが、救急医療の院内勉強会なども行いまして、現在では、医局会議で申し合わせの上、病院の方針として基本的にすべて受け入れるといったしております。

三つ目の、今後の対策といったしましては、現在医療法の基準を下回っている医師数の増員と、10対1看護基準の安定的維持を図りながら、救急医療体制の充実はもちろん、地域医療サービスの向上と、国民的課題となっている健診体制の整備・充実のため、非常に厳しい状況にはありますが、医師、看護師の確保に努力してまいりたいと存じます。

次に一般質問の4点目、美濃病院の産科の開設の見通しはあるのかについてお答えいたします。

少子高齢化が進み、出生率の回復が国の最大の課題となる一方で、現実的には産科医やお産ができる施設が全国的に急激な減少を続け、県内においても、また当中濃地域においても極めて深刻な状況になっておりますことは御承知のとおりであります。こうした中で、県内各病院に医師を派遣しておられる岐阜大学産婦人科を中心に、地域の産科医療を守るため、早急な地域拠点病院への医師集約化を図ろうとされていると聞いております。

さて、当美濃病院においてであります、平成16年3月の産科閉鎖以来、その再開に向けて努力してきたところであります、常勤医師の確保には至らず、平成16年4月以降は婦人科部門の週2回半日診療にとどまっております。しかし、非常勤医師の引き揚げさえ懸念される中で、本年4月からは、他の診療科と同様、午後診療から午前診療へと移行することができ、患者数が増加傾向にありますことは一定の前進であると考えております。

当市は、出生数が少ないとこと、産科運営には最低でも2名の常勤医が必要なこと、中濃地域の拠点的病院である中濃厚生病院できえ常勤医師が2名へと減少し、その回復のめどがいまだ立っていないことなどを考慮すると、当院に産科の再開をすることは、将来大幅な医師数の増加がない限り、極めて困難と言わざるを得ない状況にあると思っております。こうした状況下におきましては、現在の医師数を何としても維持しながら、婦人科診療に加え、女性ドック、女性健診の体制強化を図り、女性医療のサービス向上に努めることが現在の美濃病院の役割であると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に一般質問の5点目、美濃病院内職員のための24時間保育所の進捗状況について御説明いたします。

院内保育所の設置につきましては、市内保育園園長会議等に御相談の上、下牧保育園に委託をし、6月1日から開所しております。建物は、病院敷地内にある医師住宅2棟のうち、1棟を用途変更いたしましたので、定員は10人、月曜日から金曜日までの昼間と、木曜日から金曜日の朝にかけた週1回の夜間保育により、県下公立病院では初の24時間保育といたしました。また、その間、常時2名の保育士が対応する体制といたしました。

利用の状況は、利用職員数で6月ゼロ、7月2人、8月6人、幼児延べ人数では7月3人、8月36人となっています。これは、計画時入所希望の職員が退職したことの一因となっていると思っております。しかし、一方では、応募理由として院内保育所の設置を上げた看護師や、早期復帰をしたいとする産後休暇中の看護師もありまして、その効果は徐々にではありますが出でてきていると考えております。今後は引き続き日刊紙や雑誌、インターネットなどによりPRを行い、看護師はもとより、女性医師の確保にもつなげていきたいと存じますので、長期的視野に立ち、御理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 私は、通告に従い、3点の一般質問をさせていただきます。

最初に、防災対策について質問をいたします。

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震、平成16年の新潟中越地震、本年3月に発生した能登半島地震、ことしの夏の新潟中越沖地震等、大規模地震が発生しております。新潟中越地震では11人が亡くなられ、多くの家屋が倒壊し、ライフラインにも多大な被害を受け、日常生活が維持できない被災者のお姿を思うとき、一日も早く復興されることを祈らずにはおられません。特に地震については、一瞬の出来事で、またその被害も広範囲で甚大であります。家屋等の倒壊により生活も維持できない状況に一変することを思うとき、日ごろの防災意識と対策をしなければならないことを痛切に感じます。

中越防災ボランティアの稻垣文彦さんは、中越地震から3年後に起きた中越沖地震ではボランティアの手配や避難所の運営が比較的円滑に進んだ、3年前の教訓が生きていると手ごたえを感じたと述べられ、3年間で培われたのは行政と民間団体の顔の見える関係だと述べられ、中越からの復興という共通目標に向け、価値観や得意分野が違う官と民が同じテーブルで議論を深め、意思疎通ができたと述べられております。地震による被災経験のない本市の生きた防災対策を立てるには、被災された地域での経験と教訓を生かした的確な救援対策、復興対策が立てられるよう大いに学んでいかなければならぬと思います。

そこで、防災対策について、以下3点についてお尋ねいたします。

一つ目に、官民協働の取り組みとして、過去に被災された地域からの情報・教訓を生かすことができないかについてお尋ねします。

さきの中越沖地震で救援に派遣された報告会が、岐阜市、県の職員60人ほどが参加して行われたと新聞報道されておりました。本市においても救援活動に1名派遣されております。

こうした被災現場における体験を通した救援活動の状況、被災者の声といった現場の声を把握されたと思います。そこで得た情報・教訓は今後に生かしていかなければならないと思います。本市の防災対策にこうした情報・教訓をどのように生かされるか、お尋ねいたします。

二つ目に、高齢化率の高い本市においては被災時に避難等を要する要援護者対策はどうにされているか、お尋ねいたします。

それぞれの地域には自主防災組織が結成されていますが、特に高齢化率の高い地域でありますので、避難介助などが必要な方が多く見えると思います。こうした要援護者に対する被災時における要援護者対策はどのようにになっているか、お尋ねいたします。

3番目に、耐震診断、補強対策の進捗状況、特に国的重要伝建地区のうだつの町並みの地震対策としての耐震診断、補強の取り組みについてお尋ねをいたします。

地震による木造家屋の倒壊被害が多大である現実を思うとき、本市においての大きな財産である国的重要伝統建築群であるうだつの町並みは、木造建築であり、築100年以上の建築物もあり、老朽化もかなり進んでいると思います。国的重要伝統建築群地域における耐震診断、また補強は特に必要と思われます。市民全体に対する耐震診断はもとより、このうだつの町並み地区の保存に向けての耐震診断、補強は特に必要と思われますが、どのように指導されていますか、お尋ねいたします。

二つ目に、AEDの配備についてお尋ねいたします。

心肺停止に陥った場合、一刻も早い応急手当が生死を分ける。心臓の鼓動を回復させるのに大きな力を発揮する自動体外式除細動器が、2004年7月より一般市民が扱えるようになりました。今月、総務省消防庁が公表した調査結果によりますと、心肺停止状態に陥った病人に対して一般市民がAEDを使って救急措置を行った場合、使わなかった場合に比べ、1ヵ月後の生存率が約4倍だったと発表されております。AEDや人工呼吸などによる市民の応急手当実施率は35.3%に達し、同庁はAEDの利用が着実に進んでいると述べられております。

そうした中、本市もいち早くAEDが配備されましたが、現在では市内12カ所に配備され、これではまだまだ十分だとは言えません。特に小・中学校と、一般市民も利用できる体育館に配備を要望します。今後の配備計画はどのようにになっているか、お尋ねをします。

また、自治会がAEDを自主的に配備するときの購入費の助成はできないかについても、お尋ねをいたします。

3番目に、美濃市表彰についてお尋ねをいたします。

表彰規程第2条の中に環境問題に取り組む団体・個人の表彰を追加できないかについて、お尋ねします。

特に近年、環境問題が問われる時代で、特に地球温暖化対策についても日本は世界をリードしていく体制を整えていく現状を思うとき、地方行政としても国と呼吸を合わせながら取り組むことが、地球を守るために特に必要だと思います。本市もクールビズ等に取り組んでいます。また、市民と協働して取り組むことがこれから一層必要になってきます。環境問題について、環境美化条例をもってポイ捨てを禁止すると同時に、悪質者は名前を公表するとされています。

そうした中にあって、環境美化、資源回収等に何十年と取り組んでみえる団体・個人の方も見えます。環境問題に対する取り組みに対しての表彰がなされていないように思います。表彰規程第2条の中に環境問題に取り組む団体・個人の表彰を規定されたらと、御提案いた

します。

以上3点の質問をいたしました。よろしくお願ひします。

○議長（岩原輝夫君） 副市長 太田松雄君。

○副市長（太田松雄君） それでは、武井議員の一般質問の1点目、防災対策についてお答えいたします。

一つ目の、官民協働の取り組みとして、過去に被災された地域からの情報・教訓を生かすことができないかについてでございますが、この7月に起きました新潟県中越沖地震につきましては、被災地からの要請に基づき、岐阜県から水道復旧チームの一員として、美濃市から水道課職員1名を柏崎市に7月24日から28日までの5日間派遣いたしました。職員は、寸断された水道の漏水調査、復旧工事、給水作業の一員として参加し、情報の集約や伝達、情報の共有について、その重要さを痛感してきたところであります。マスコミでも報道されておりましたが、とりわけ自主防災活動の充実や、要援護者情報の共有について重要というところでございました。また、全国市長会で紹介されました能登半島地震被災地市民の指摘では、特に緊急を要するものとして、透析をされている患者さんへの対応を迅速に行わなければならぬということでありました。

当市におきましては、安心・安全なまちづくりに向けて危機管理体制の充実に努めているところであり、この9月2日には、マグニチュード8、震度5強の東海地震が発生し、美濃地区で家屋が倒壊、各地で火災が発生、人的な被害は負傷者が数名、交通網につきましては家屋倒壊、がけ崩れ等のため数カ所で交通止めとなり、水道の断水、停電、通信施設の障害が発生するなどの被害が発生したという想定で、市防災訓練を実施いたしました。消防団、連合自治会、自主防災組織、建設協力会、社会福祉協議会、赤十字奉仕団など、22の関係機関の協力を得ながら、避難訓練、避難所開設訓練、初期消火、消火栓訓練、炊き出し訓練など、29項目にわたり本部訓練及び5カ所での現地訓練を実施したところでございます。

災害はいつ起こるかわかりません。万が一災害が起きたときには、要援護者の避難支援など、自主防災組織の身近での活動の充実が最も大切でございます。各種訓練を生かしながら、関係機関と連携し、実践的な訓練を実施するとともに、さらなる自主防災組織の活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に二つ目、高齢化率の高い本市において被災時に避難等に要する要援護者対策はどうになっているかについては、本市では、要援護者の災害発生時における安否確認や不慮の事故などに備えるため、民生委員に御協力をいただいて、毎年、ひとり暮らし高齢者及び後期高齢者世帯の実態調査を実施しております。調査の内容は、治療中の病気の有無、介護認定の状況、緊急時の連絡先や親族との音信状況などで、これらの情報を市や消防署、自治会などが共有することに同意をいただいた方を対象にした災害時要援護者台帳を作成しております。

また、全国の民生委員・児童委員連絡協議会が本年度90周年を迎えた記念事業として「災害時一人も見逃さない運動」を実施しています。本市の同連絡協議会も、この運動とあわせ

て、巡回票と福祉マップを作成することとし、市が行っている高齢者調査にあわせて自主的な活動を展開中でございます。この調査についても情報共有の同意方式により実施されておりますので、調査完了後に市の台帳と突き合わせを行い、より正確な災害時要援護者台帳にしてまいりたいと思います。

一方で、障害者についての台帳が未整備の状況となっております。民生委員や身障協会役員等の皆様と連携し、自力での避難が困難な方を中心とした要援護者台帳を早急に整備した上で、防災関係機関や自治会へ情報を提供するなど、要援護者対策のデータベースにしてまいりたいと考えております。

先日の市防災訓練では、民生委員による要援護者の安否確認及び自治会への結果報告、避難所安全チェック、避難者カードの作成、避難所開設報告書の作成など、新しい訓練を行い、情報を共有する訓練を行いました。万が一災害が発生した場合には、民生委員だけで安否確認や救出活動などを行うことは困難です。民生委員と自主防災組織が連携した自助・共助の活動が重要となります。既に先進的な活動を行っていたている自主防災組織では、みずから要援護者を把握され、避難訓練に努められておりますが、これらをあわせながら、今後は災害時に備え、要援護者台帳整備のための調査を継続し、より実践的な訓練を行いながら、災害時の要援護者対策を進めてまいりたいと思っております。

次に三つ目、耐震診断と補強対策の推進状況、特に国的重要伝建地区うだつの町並みの地震対策としての耐震診断、補強の取り組みについては、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震などでは、老朽化した木造家屋の倒壊により、高齢者やひとり暮らしの方の犠牲者が多く発生いたしました。こうしたことを受け、本市では、平成14年度から木造住宅の耐震診断に補助金制度を、平成16年度からは木造住宅耐震補強対策をとられる方に補助金制度を設け、さらに平成18年度からは木造住宅以外の建物についても耐震診断の補助金制度を設け、あわせて分譲マンションなどの耐震補強対策を施行される方に対して補助金制度を設けたところでございます。

市では、地震に対する安全性の向上を図るため、耐震診断と耐震補強対策について広報紙等でのPRに努めてまいりましたが、現在のところ耐震診断を受けられた方は市内で12件あり、そのうち2件の方が耐震補強対策を施行しております。また、平成11年に国の選定を受けました重要伝統的建造物群保存地区内で耐震診断を受けられた方は 168世帯中 3世帯で、そのうち1世帯が耐震補強対策を施行されている状況となっております。なお、平成15年に、岐阜県森林文化アカデミーの学生3名により、保存地区内の住居23棟につきまして、耐震調査の中の常微動調査を行った経緯はございます。

保存地区では、住民の方々と市が協働して町並み保存に取り組み、ことし3月までに71棟の建築物の修理・修景事業を行ってきたところであります。この改修につきましては、修理・修景事業とあわせて耐震補強工事を実施できる耐震対策に配慮した補助制度で、積極的に施行されるよう奨励しているところであります。保存地区には建物が約 650棟あり、その大部分が木造家屋で、しかも林立して建っており、有事の際の災害が懸念されるところであ

ります。市では今後も引き続き、耐震診断や耐震補強対策を行ってもらうように、広報紙でのPRやイベント開催時、あるいは補助制度の説明会、改修相談などを通じてPR活動を行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、武井議員の一般質問の2点目、AEDの配備についての一つ目、小・中学校、体育館への配備についてお答えをいたします。

市では、平成17年度に、寄附していただいたものを含め、12台のAEDを市と社会福祉協議会が、市役所、福祉会館、文化会館、紙のふるさとふれあいセンター、出張所など、市内各地に配備をしておりますが、この2年間の使用実績はございませんでした。

AED（自動体外式除細動器）は、心筋梗塞などが原因で急に倒れられたような場合、心臓が不規則に震え、全身に血液を送り出すことができなくなる心室細動という状態であることが多く、この心室細動を取り除くための最も適切な対処法が除細動、いわゆる電気ショックであり、このとき用いる機械でございます。脳は心肺停止後約4分間で致命的な障害を受けると言われており、さまざまな研究や治療結果から、的確な心肺蘇生と早期の除細動が最も重要だと言われております。

心筋梗塞などが原因で急に倒れたような場合、救急車の到着、あるいは近くのAEDが届くまでの心肺蘇生が重要でございます。市では、消防署や命をつなげる会中濃の皆さんの御協力を得ながら、市防災訓練や自主防災組織の訓練、各種団体の研修会など、さまざまな機会を通じて、心肺蘇生法の習得とAEDの使用訓練を実施してまいりました。しかしながら、1回講習を受けければ習得できるものではなく、また受講されていない方もまだまだ多く、さらなる普及活動の充実が重要と考えております。

AEDは、1台30万円程度の価格であり、また定期的なパッドや蓄電器の交換など、管理を適正に行う必要がございます。心肺蘇生法の習得やAEDの使用訓練をさらに充実しながら、今後、学校、体育館などへの計画的な配備の拡大に努めていきたいと思っております。

次に二つ目、自治会による配備についての助成はできないかについてでございますが、現在のところ自治会からの要望はありませんが、自主防災組織の防災訓練の充実を図る中で、心肺蘇生法の習得やAEDの使用訓練をさらに各地で実施し、自治会の皆さんの御意見を伺いながら、助成につきましては今後検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 参事兼秘書課長 平林泉君。

○参事兼秘書課長（平林 泉君） それでは、武井議員御質問の3点目、美濃市表彰についてお答えをいたします。

市政功労者の表彰につきましては、産業、社会福祉・民生、保健衛生、教育・文化、地方自治、社会公衆、美事善行などの各分野におきまして、本市の発展と市民福祉の向上のために率先垂範して日夜献身的な活動を続けられ、指導的な役割を果たしてこられた個人及び団

体の皆様の功績を顕彰いたしまして、毎年5月に行う美濃市表彰式において、日ごろの御尽力に対し、敬意と感謝を表しているところでございます。この被表彰者の選出に当たりましては、分野ごとに各部署から美濃市表彰規程に基づき被表彰者の推薦をしていただき、それを美濃市表彰審査会において審査をしていただき、被表彰者を決定しているところでございます。

議員御質問の、表彰規程第2条の中に環境問題に取り組む団体・個人を追加できないかについてでございますが、今まで環境問題に取り組む団体や個人の表彰につきましては、市民協働のまちづくり活動などをしてこられた皆さんへの表彰と同様に、美濃市表彰規程第2条第10号にあります「美事善行ある者又は、社会公衆の事業に尽瘁し、その功績顕著なもの」との表彰範囲の中で取り上げて、表彰しているところでございます。

こうした美事善行、社会公衆事業の功労者に対する表彰の中で、特に環境問題に取り組んでこられた被表彰者の数は、平成元年から今日までに七つの団体表彰と10人の個人表彰でございました。今後、環境問題に取り組む団体や個人に対する表彰の規定につきましては、表彰審査会の御意見もお伺いしながら検討させていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 今御答弁をいただきました中で、再質問をさせていただきます。

特に、伝建地区の保存についての耐震診断というのを非常に受けられた世帯も少ないとということですが、特に美濃市が管理しています今井邸、あるいはあかりアート館、これは有料で、観光客の命を守ることも本当に大事だと思います。そういった中で、古い建物でありますので、本当に率先してそういった耐震診断をされるべきものであると思いますが、現在どのようにになっているかをお尋ねいたします。

そしてもう1点ちょっとお尋ねするんですが、災害時の要援護者についてですが、政府広報の中にも、「誤解していませんか、個人情報保護法」というような形でこんな記事が新聞に出ておりました。緊急連絡網や同窓会名簿は、本人の同意などにより作成できます。また、大規模災害など緊急を要する場合には、本人の同意がなくても個人情報を第三者に提供することができます。

先ほど答弁の中で、民生委員が主体となって要援護者台帳等作成している段階というような答弁をいただきました。そうした中で、いざ大災害のときにいかに個人情報を第三者に提供するか、こういったことが明確でないと、せっかくあった資料がそういった緊急時に提供されないということはあってはならんことですが、そういったことに対しては、東京都の渋谷区については条例の中できちんと明確に、そういった保護条例第15条第2項の規定により、外部提供し、必要な個人情報を共有させることができると、その範囲について明確にうたっておりますが、本市においてもこういった取り組みが必要じゃないかと思いますので、加えてこの点についても御見解をお尋ねいたします。

その他については了解をしましたので、あと2点についての御答弁をお願いします。

○議長（岩原輝夫君） 副市長 太田松雄君。

○副市長（太田松雄君） それでは、武井議員の再質問にお答えいたします。

まず、あかりアート館と旧今井家住宅の耐震性につきましては、あかりアート館につきましては平成17年度に施設の整備を行った折に耐震化工事もあわせて実施いたしましたが、旧今井家住宅につきましては耐震調査は未実施でございます。今後、耐震調査を初め、耐震化に向けた検討を進めていきたいと思っております。

また、先ほどの要援護者対策につきましては、内閣府の要援護者支援のガイドラインに沿って対応することを今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に、4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 私は、発言通告に従いまして一般質問2点を行います。

1点目に、住宅用火災警報機の取りつけが義務づけられることについて4点を、2点目に、キャリア教育について2点質問いたします。

1点目として、私は以前に、消防士の皆さんが、住宅用火災警報機の取りつけが法律により義務づけられますとするチラシを、大型スーパーの駐車場で市民に広報活動をされていました。私は、そのチラシから、火災による犠牲者の減少を有効策とした早期発見の確立に向けて、住宅用火災警報機の義務化について知ることとなり、それ以降、注目してまいりました。

2005年の調査によると、住宅火災による死者が約1,220人、犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者と言われ、またその7割が逃げおくれによるものとされています。昨年の調査によると、本市の建物火災は9件発生し、全焼は4件ありました。私の近くでも住宅火災が発生しましたが、消防団や自主防災会の皆さんのがごろの訓練と団結力で大事には至りませんでしたが、早期発見と初期消火について私は改めて認識をいたしました。

法律により、新築住宅には昨年の6月から義務化されましたが、既存住宅については平成23年5月31日までとされています。今後の少子高齢化の進展に伴って、ひとり暮らしのお年寄りや高齢者世帯の増加が予想される現状にあって、これ以上犠牲者を出さないための改善策として私たちにも早急な対応を求められています。市としても、市民の財産を守り、安全で安心な市民生活を進める中で、まだ時間の余裕があるからではなく、市として迅速に責任ある広報をしていただきたいと思い、お尋ねいたします。

そこで1点として、既存住宅について、住宅用火災警報機を市町村条例に定めた日（平成23年5月31日）までに取りつけるとされていますが、設置についてどのような基準があるのでしょうか。

2点として、高齢者の皆さんにとって、どこに売っているのなど情報不足を初め、購入先についての交通手段など困難な点も予想されます。そうしたときに、弱者をねらう強引な販売業者の出現も予想されます。こうした悪循環を未然に防ぎ、市民を悪質な販売業者から

守るための共同購入ができないでしょうか。

3点として、本市は平成4年から、日常生活上の不安の軽減を目的に、65歳以上のひとり暮らしの老人等に、支援体制である条件を満たした対象者について緊急通報装置を設置しています。住宅用火災警報機についても、こうした制度や新たな財源枠で支援できないでしょうか。前にも述べましたが、犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者であり、その7割が逃げおくれによるこうしたデータからも、早い時期に設置してほしい年齢層です。24時間火災の発生を見張る住宅用火災警報機をすべての独居老人や高齢者世帯が設置できるよう、経済的な支援として公費による助成ができないでしょうか。

4点として、地域支援についてですが、地域の防災力を住民の皆さんと一体になって強化していく上で、消防団や自主防災会の役割は重要です。自治会、民生委員との連携など、災害時のみならず、助け合う地域の構築に向けて、消防団や自主防災会による地域支援を市としてさらに推進していただきたいと私は思います。そこで、これから住宅用火災警報機を設置する独居老人や高齢者世帯等について、消防団や自主防災会等による地域支援ができないか。

以上4点を総務部長にお尋ねいたします。

次に2点目の、本市のキャリア教育についてですが、少子高齢化社会にあって、平成17年に次世代育成支援対策行動計画が策定され、本市においても、まちづくりの中で子供の成長と子育てを地域全体で支援する取り組みを推進し、みんなで子育てる美濃市を目指しています。子供の将来に向けて、自分の生き方を自分で選ぶ必要な力を育てるキャリア教育を、学校を中心に、地域を初め企業や関係機関と連携して、小学校から各段階に目標を掲げ、進められてきました。

キャリア教育とは、児童・生徒の職業観、勤労観を育てる教育で、将来職業につき社会で生きていくための力を児童・生徒の発達段階に応じて身につけさせていくことにより、子供一人ひとりにキャリアの発達支援を目指した教育です。特に身につけたい四つの力、働くことや仕事を理解する力、将来を設計する力、意思の決定をする力、人間関係を築く力を目標に、教育活動の中ではぐくまれていきます。

本市の中学校の職場体験学習について、平成17年度までは総合的な学習の時間で市内3中学校が2年生を対象に実施されてきました。時期や期間を初め、生徒を受け入れてもらう事業所について中学校区を中心に進められるなど、校内の職員による推進体制で実施をされてきました。

こうした中、平成18年度、本市はキャリア・スタート・ウイーク推進地域の指定を受けました。これは文部科学省のキャリア教育実践プロジェクトの一つで、キャリア教育の一層の推進を図るため、調査・研究を趣旨に実施されるものです。本市においても、今までとは異なったキャリア教育（職業体験学習）が取り組まれたと聞いております。そこで、各中学校がどのように取り組まれたのか、その内容についてお尋ねいたします。

2点として、今後のキャリア教育の取り組みについて、2005年の調査では、国内のフリーランス

ターについて約 201万人、ニートについては約64万人になるなど、社会や自分の進路に不安を抱えながらも、全く働かない、また定職につかない若い人たちの増加を深刻に受けとめ、文部科学省はキャリア教育の重要性を呼びかけています。2005年県の市町村少子化状況の調査によると、本市の15歳未満の人口は 3,058人で、構成比については約13%になります。若い世代がふえる対策について本市もさまざまに取り組まれていますが、現在の個々の事業に対し、PR不足なのか、さまざまな意見があるところです。

こうした本市の少子化の現状にあって、美濃市ならではのキャリア教育をサポートする市内の企業や教育関係機関があります。例えば森林文化アカデミーなどは、地域に貢献できる人材を育てる教育施設として、高い知識と実践的な教育を私たちに発信しています。そのほかにも、教育に生かせる資源として、企業の社会貢献度の高まりもキャリア教育の広がりにつながっていくのではと私は思います。そこで、今後、市内を初め関係機関とどのような取り組みをされるのか。

以上2点について、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（岩原輝夫君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。
休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、森議員の一般質問の1点目、消防法改正により住宅用火災警報機の取りつけが義務づけられているが、市民の皆さんに対する今後の広報活動を始め、独居老人や高齢者世帯に対する方策についてお答えいたします。

住宅用火災警報機の設置につきましては、平成16年6月に消防法が改正され、住宅火災の被害の減少を目的として、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については経過措置として市町村条例で実施時期等を定めることとされ、その設置が義務づけられたところでございます。この背景には、住宅火災による死者は建物火災全体の約9割を占め、その6割程度が65歳以上の高齢者となっているほか、住宅火災で亡くなった方の約7割が逃げおくれで、より早く火災の発生を知つていれば助かった方も多いのではないかと言われております。また、住宅用火災警報機を設置した場合、住宅火災 100件当たりの死者数は設置していない場合に比べ3分の1となるデータが出ており、住宅用火災警報機を設置することにより火災を早期に発見することができ、大切な生命や財産を守ることができたと考えられます。

一つ目の、既存住宅については市町村条例に定めた日までに取りつけることとされているが、どのような設置基準があるかについてですが、美濃市の場合、中濃消防組合火災予防条例により、平成23年5月31日までに、すべての寝室のほか、2階建て以上の住宅の場合、寝室のある階の最上部等に煙式の住宅用火災警報機を設置することが義務づけられ、寝室以外

の居室や台所等には設置に対する法的な義務はありませんが、設置に努めることとなっております。また、設置位置につきましては、天井の場合、火災警報機の中心を壁から60センチ以上離すこと、壁の場合、天井から15センチから50センチ以内に火災警報機の中心が来るよう設置基準が定められております。市や消防署では、広報「みの」及びチラシ等で市民への周知を行っているところですが、消防署や消防団、自治会、自主防災組織、民生委員の皆さん等と連携し、さらに広報活動に努めていきたいと考えております。

二つ目の、市民を悪質な訪問販売から守るために共同購入ができるないかについてですが、市や消防署が直接訪問販売することはありませんが、この警報機は、ガス漏れ警報複合機、外部電源方式、電池方式等、いろいろなタイプがあり、価格もまちまちでございます。既に市内でも悪質な訪問販売と思われる業者が出現し、その被害が出ており、同報無線で注意を喚起する広報を行ったこともあります。今後も、信頼できるお店で購入されるよう、また共同購入もその対策の一つとして、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員の皆さん等とよく連携し、広報活動を実施してまいりたいと思います。

三つ目の、独居老人や高齢者世帯の経済的支援として公費による助成ができるないか、四つ目の、独居老人や高齢者世帯の設置について消防団や自主防災会等による地域支援ができるないかについてですが、火災報知機等の設置につきましては、基本的には各御家庭で対応されますことが原則でございます。しかしながら、ひとり暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、後期高齢者のみの世帯、身体障害者のお見えになる世帯につきましては、一定の基準はございますが、日常生活用具給付事業で、給付限度額1万5,500円の範囲で、設置も含め、対応できるようになっております。この事業の対象にならない世帯への助成や設置につきましては、状況をよく調査し、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員の皆さん等と協議をし、検討してまいりたいと思います。御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 森議員の御質問の2点目、本市のキャリア教育（職場体験学習）についてお答えいたします。

まず一つ目の、キャリア・スタート・ウイーク推進地域として各中学校がどのように取り組まれたのかについてでございます。

美濃市全体として、すべての中学校が統一して実践する職場体験学習は、職業観、勤労観をはぐくむことはもちろんのこと、自己の目標を設定し、実現していく力を育成する上でも大切なことであると考えております。そのためには、職場体験学習に向けての事前の課題づくりから、事後の体験交流学習までの継続的な取り組みが必要であると考えております。

17年度までは、各学校ごとに職場体験学習を企画し、実施しており、学校によって1日間から3日間と実施期間もそれぞれでしたが、より充実した実体験の学習を行うために、昨年度から3中学校2年生すべての生徒が3日間の実体験を行い、事前事後の事業所訪問も含め、5日間の職場体験学習を行っております。お世話になっています事業所につきま

しては、病院、幼・保育園、介護福祉施設や、森林アカデミー等の施設や製造関係、小売関係等があり、美濃中学校では54の事業所、美濃北中学校、昭和中学校では29の事業所において体験を行っております。

この活動の中で、それぞれの生徒は、学校ではできない介護や販売、製造等の体験を通して、いろいろな人への対応や触れ合いなどを行い、ふだんの生活の中でも地道な活動を大切にしていこうという感想を持つことができ、今後の自分の生き方による影響を与えた職場体験になっていると考えられます。

事前には、ねらいや課題の確認から始め、課題解決に向けての調査内容の検討、体験内容等についての確認、安全・緊急対応の確認、社会性やルールに関する理解、事後の学習の理解、職場体験先の理解など、時間をかけ一つ一つステップを踏みながら学習を進めております。職場体験先の事業所へは、「私の履歴書」ということで、生徒は職場体験に向けた願いや自己PRなどを書いて提出しております。また、体験期間中は学校職員も各事業所を訪問して、生徒の活動状況を把握したり、事業所からの多くの指導を受けたりするなど、有意義な取り組みを行っております。体験中の生徒の事故につきましても、傷害・賠償の両面で保険に加入し、対応できるようにしております。

事後には、お礼状を届けることはもちろんのこと、自己の課題の振り返りや体験記を書くこと、2月のお互いの将来の生き方を確認し合う立志の集いにつなげております。また、自己課題の達成度や、仕事の厳しさや喜びなどについて生徒自身が自己評価したり、実施時期や体制などについて学校が自己評価したりするのみならず、受け入れ事業所の方にも生徒の仕事ぶりや人との接し方などについて評価をしていただくななど、今後の指導に生かしていくようにしております。

職場体験の実施時期につきましては、同一事業所の受け入れ体制や各学校の職員の指導体制等の事情により、今年度は、美濃北中学校、昭和中学校の2校は夏季休業中に行い、美濃中学校は11月に職場体験を行う計画であります。

次に二つ目の、キャリア教育の推進に向けて、今後、市内企業を初め関係機関にどのような取り組みをされるのかについてでございます。

昨年度、ハローワーク閔、美濃市役所産業課、美濃市社会福祉協議会、美濃市観光協会、連合PTA、中学校、教育委員会学校教育課、美濃ライオンズクラブ、美濃ロータリークラブ、美濃青年会議所、美濃商工会議所など、官民の各種団体の代表が参加したキャリア教育推進協議会を立ち上げることができ、職場体験学習に対する支援体制の基盤づくりができました。これまででは体験受け入れ事業所について、各学校ごとに、また保護者の知り合いなどで探しており、決定までに困難がありました。協議会に参加団体の代表から受け入れ可能事業所の一覧表をいただくななど、これまでよりも事業所探しをスムーズに行うことができました。

今年度は、協議会において話題になったことをもとにして、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所、商工会議所等の協力によって、市内の各事業所の職種や企業のモッ

ト一などが記述してある紹介票を作成することができました。校内に掲示することで、生徒が職場体験学習を行う場所を決定するのに大変役立ちました。また、社会福祉協議会には関係施設の体験可能日の一覧表を作成・配付していただき、活用することができました。

生徒が職場に出向いて行う職場体験学習に対して、事業所の方が学校を訪れ、職業についての講話をしていただくことも行っております。この講師については、看護師、介護福祉士、警察官等、公共機関の方もいらっしゃいますが、他の職種についても職員の知り合い等で決定されている現状であります。そこで、職場体験学習同様、協議会において講師登録等を行い、学校が依頼しやすい状況をつくっていきたいと考えております。

このように、今後も職場体験学習はもちろんのこと、積極的な職業講話についても、キャリア教育推進協議会を中心とした支援体制に基づきながら、より一層の充実を図っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げて、答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 御答弁ありがとうございました。意見と要望を述べさせていただきます。

1点目の、消防法の改正により住宅用火災警報機の取りつけが義務づけられているが、市民の皆さんに対する今後の広報活動を初め、独居老人や高齢者世帯に対する方策について、4点すべておおむね了解といたします。これからも行政からの情報が入りにくい、あるいは情報が入っても対応が困難な年齢層の皆さんに十分配慮していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

2点目の、本市のキャリア教育（職業体験学習）について、文部科学省の単年指定を受けられ、各中学校で実施された内容や、官民による各種団体の支援体制を活用した取り組みについて詳細にお答えいただきました。2点ともにおおむね了解といたします。

市内の事業所や各種団体の方々が、子供たちのキャリア教育（職業体験学習）について積極的にかかわりを持っていただいていることに感謝するところでございます。こうしたことでも、本市の政策、地域みんなで子育てをする美濃市の一つであると私は思います。子供たちが社会の構成員として職業観や勤労観をはぐくんで自立していくキャリア教育（職場体験学習）を今後もより推進していただき、本市の特色ある教育の一つに位置づけていただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 次に、3番 太田照彦君。

○3番（太田照彦君） 発言のお許しをいただきましたので、2点ほど一般質問をさせていただきます。

最初にお尋ねしますのは、道の駅と地域防災活動についてであります。

道の駅はこの9月8日にオープンいたしましたが、この道の駅は、防災機能を持ちながら、道路情報の提供、農産物の直売、地域の特産品の販売等を行い、市の活性化施設として

大きく期待するものであります。市民の多くは、とかく道の駅といえば美濃にわか茶屋の物販に関する事を話題にされているようですが、これにつきましては、市民を初めとし、市外からの多くの方々に利用され、市にとって建設してよかったですと言われるよう、第三セクターとして経営努力され、成功されることを願う次第であります。

私は、その一方、全国的にも有数の防災機能を備え持つすばらしい施設であることを、あわせて市民の方々にもっと理解していただくことも必要かと思います。災害時に 700人ほどが何日か避難できることだけでなく、市庁舎の災害対策本部と緊密な連携を図りながら、この道の駅を一避難所としてではなく、有効活用し、美濃市全体の防災活動の拠点とし、重要な役割を持つ施設でなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

次に、この施設の活用を含め、地域での自主防災組織の緊急時、平常時にあっての防災活動を周知、実施していく指導も必要だと思います。

聞きますところ、自主防災組織の防災訓練にあっては、地域差が大変あるようあります。1年に1度の市の防災訓練は、地域ごとの順番であります。また、ふれあい消防祭では、消防団と地域の訓練はされておりますが、災害時に本当にすべての自主防災組織が活動できるのか。美濃市が一度に地震を受けた際に被害状況の収集を含めた市全体の訓練など、まだまだ訓練が不足しているように思います。中越沖地震に派遣された職員の報告等も生かしながら、さらなる自主防災組織による平常時の活動の促進に努めることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、普通財産のうち、遊休地の有効利用について質問いたします。

市民の中には、あの土地は市の所有らしいが、できたら我々に売ってもらえんやろうかといった声を耳にすることがあります。土地開発公社の所有する土地に関しましてはほかの議員の方々が質問されておりますので、私は普通財産のうち、土地に関して質問をいたします。

平成17年度決算書の普通財産の土地が93万平米ほどあり、多くの土地については山林のようありますが、道路拡幅等、将来必要とされる物件は別としまして、地元自治会等にも配慮しなければならない物件もあるようですが、当面利用目的のない土地は地域で活用したり、整理できるものは市民に売却するなどしたらいかがでしょうか。

財政厳しい今、いろんな工夫をされ、市民に喜ばれるような活用をされますことをお願いいたします。何かと問題もあろうかと思いますが、一度にとは言いません。遊休土地について計画的に整理していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上2点につきまして、総務部長のお考えをお伺いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 太田議員の一般質問1点目、道の駅と地域活動についてお答えいたします。

一つ目の、道の駅の防災機能とその役割についてでございますが、美濃にわか茶屋は、国土交通省中部地方整備局管内では防災機能をあわせ持つ初めての道の駅として9月8日に才

一ローンをいたしました。その防災機能は、災害により万が一停電や断水、あるいは下水道が使用不能となった場合でも、常時使用可能な避難施設となっております。

建物の耐震基準は、建築基準法で規定している震度5弱の中地震における損傷防止、震度7程度の大地震における倒壊防止に対して1.5倍の耐震性を持たせ、地震時においてもゆとりのある構造計画としているほか、暴風時の想定も基準風速の秒速32メーターに対して34メーターとしております。防耐火性に関しましては、建物を木造の準耐火建築物として、柱やはり、壁などを所定の耐火性能を有する構造としております。また、柱やはりなどの軸組部材は燃えしろ設計を行い、鉛直荷重の支持に必要な断面にゆとりを持たせ、45分程度の火災に耐える性能でございます。

防災機能をいたしましては、700人を3日間収容できる能力を持っており、給水施設の貯水量は40トンでございます。1人1日3リットルの飲料水が必要と言われておりますが、単純に3日間でございますと1日当たり約4,400人分ほどになります。発電機能は、自家発電設備により最高86.4キロワットの発電能力があり、3日間は電力を供給できる能力がございます。トイレは、貯水タンクに雨水及び城下谷の流水を利用し、補充することができ、汚水は地下タンクで貯留し、3日間700人が利用できるようになっております。防災倉庫には、非常食料、毛布、非常用給水容器、土のうのほか、スコップ、くいなどの防災資機材を収容しております。

災害発生時には、滞在者や通過車両、近隣の世帯の避難所となるほか、状況に応じ、牧谷地区、洲原地区を始め、市内各地域からの避難受け入れや、各地域への防災資機材、飲料水の供給基地、炊き出し基地としても活用したいと考えております。さらには、災害時の道路情報、地域の災害情報の発信基地、各種の支援や復旧の拠点としての役割を果たしていくことになります。

次に二つ目、自主防災組織の緊急時、平常時の防災活動についてでございますが、災害が発生いたしますと、市、消防署等、防災機関が全力を挙げてその防災活動を行っていきますが、災害の状況によっては、早期に現場に駆けつけることができない場合があります。こうした場合には、地域ぐるみで助け合い、協力し合って、統制のとれた行動による要援護者の避難支援や被災者の救出など、自主防災組織の活動が最も重要な役割を果たしていくことになります。

被害を最小限にするため、各地域において自主防災組織を結成しており、結成率は現在約94%でございます。ヘルメット、拡声器などの防災資機材を地域で常備できる助成制度もあり、地域で対応できることはまず地域で対応していただけるよう、さらに自主防災組織の結成促進に努めてまいりたいと思います。

自主防災組織の平常時の訓練は重要な活動となります、平常時の活動で大切なことは、ふだんから初期消火や救出活動、避難訓練等、防災のポイントになる活動を的確に行うことや、防災資機材をだれでもが使いこなせるようにしておくことが必要になります。そのためには、何度も何度も防災訓練を実施して、頭よりも体が先に動くくらいに訓練をしておくことが大切となります。先進的な地域では、要援護者の状況把握や避難誘導、初期消火、救出

活動、情報連絡がスムーズにできるよう、毎年、訓練内容を工夫され、防災訓練を実施していただいております。また、ふれあい消防祭では、地域の消防団と複数の自治会や自主防災組織と連携し、防災訓練を実施しております。

しかしながら、必ずしも全部の自主防災組織が自主的な防災訓練を行っているわけではありません。市では、自主防災組織の訓練に際し、3万円の訓練費用の助成制度を設けており、こうした制度を活用し、一つの防災組織が1年に1度は必ず自主的な防災訓練を実施するような指導やマニュアルづくりを行って、さらなる自主防災組織の育成・強化に努めて、安心・安全なまちづくりを進めてまいりたいと思います。

次に2点目、普通財産のうち遊休地の有効利用についてでございますが、市の普通財産の土地の保有高は平成17年度決算で93万4,434平方メートルでございます。その内訳の多くは山林として約81万平方メートルほど保有しておりますが、その山林の一部のほか、宅地、雑種地を個人の方に64カ所3万4,785平方メートルを有償で貸し付け、国・県、自治会、保育園等に29カ所7万8,348平方メートルを有償、あるいは無償で貸し付けております。今までに個人に住宅用地として貸し付けをしていた土地は、借り受けの方と話し合い、払い下げを行ってまいりましたが、今後も可能な限り貸付地につきましては払い下げを行っていきたいと考えております。

また、将来計画の見通しのない遊休地のうち処分可能な土地につきましては、先進地の例などを参考に、要綱を定め、払い下げを行うなど土地の有効利用を図るとともに、財源確保に努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 次に、9番 鈴木隆君。

○9番（鈴木 隆君） 私は、一般質問2点を行いたいと思います。

1点目は、コミュニティバスの「わっちも乗ろCar」というのがあります、利用が少なく、抜本的な改善が必要ではないかと思います。

利用が少ないのは、料金のことだけではなく、不便なためだと思います。路線や時間帯が合わないのではないかと思われます。もう何年も走っているわけですから、市民がどんな利用をしているか、またどういうバスを望んでいるか、よく考えて改善してほしいと思います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。

2点目は、市民の防災意識を高めるためにどうしたらよいかということでございます。

先般の防災訓練は、本当に皆さん御苦労さまでございました。初期消火訓練や救急救命訓練など、私たちでもできることがあります。こういった訓練は、経験があるかどうかで全く対応が違ってくることがよくわかりました。そこで、ここに見えます職員や議員諸氏や、関係者が定期的にこういう訓練をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

そして、市が保有する車両に応急手当てのできる機材を常備してはどうかと思います。どうでしょうか。

また、救急救命に有効とされているAEDという器械がございますが、市内にどれだけ配

備されているか、そして今後ふやしていく予定があるか、それから24時間の対応がちゃんとできるかということをお伺いします。

それから最後に、災害時に、先ほど武井議員の方からも質問がありましたが、高齢者等の要援護者に対応できる体制ができているか、当市はどうしていくのかということをはつきりお伺いしておきたいと思います。

以上2点をお願いしますが、中に武井議員や先ほどの太田議員の質問とダブる点がございますが、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩原輝夫君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 鈴木議員の一般質問の1点目、コミュニティバス「わっちも乗ろCar」の利用向上についてお答えをいたします。

コミュニティバス「わっちも乗ろCar」につきましては、平成15年6月24日に運行を開始し、現在は2台の車両により、隔日の1日2往復を基本に市内7路線で運行をしております。運行開始から今日まで約4年と3ヵ月ほどが経過したところでございますが、この間、地域からの御要望により、平成16年度に牧谷片知線と富野線の2路線を新たに追加し、運行を開始したほか、牧谷上野線の路線を延長するなど、運行の見直しを行ってまいりました。また、一人でも多くの方々に御利用いただけるよう、平成18年4月から運賃を200円から100円に引き下げるなど、利用者の拡大に努めてきたところでございます。このほか、デマンドタクシーの試行運転につきましても平成15年10月から平成16年3月までの6ヵ月間実施をいたしましたが、利用率は極めて低い結果となっております。

こうした経緯の中、コミュニティバスの利用者数の推移を見ますと、運賃引き上げ前の平成17年度におきましては全路線合計で月平均1,180人の利用者であったのに対し、運賃引き下げ後の平成18年度では月平均1,444人と、約22%ほどの伸びがありました。今年度に入りましても、利用率は、わずかながらではありますが、少しずつ伸びてきております。また、最近の乗降されるバス停の利用状況を見ますと、美濃病院が最も多く、全体の約2割を占め、次いでインター前や美濃千畝町、うだつの町並み通り、美濃市駅など、旧市街地周辺バス停の利用が多く、こうしたことからも、高齢者の方々などの通院、買い物等の足として多くの多くが利用されているものとうかがえます。

しかしながら、一方では利用者の少ない路線もあり、どうにかできないのかといった御意見や、目的地まで行くのに時間がかかり過ぎて逆に利用しづらいといった御意見をいただいているのも事実でございます。また、地域によっては、現行路線延長の要望をいただいているところもございます。市民の皆さんからのこうした御意見や御要望がある中で、利用者にとってより満足度の高いコミュニティバスの運行をいかに図るべきか、とりわけ移動手段として自家用車の依存度が高い本市の地域特性がある中にありまして、いかにして運行効率、利用効率を高めていくのかなど、今後の重要な課題と考えております。

いずれにいたしましても、財政的な課題もあり、移動手段としての公共交通確保には限界がございますが、市民の皆さんのお意見も伺いながら、また市民の皆さんニーズに合った

公共交通のあり方等を協議していただく場としての地域公共交通会議におきまして、こうした課題も含め、検討してまいりたいと思います。

地域公共交通会議につきましては、現在、委員の選任、あるいは現行のバス運行における利用状況や課題の整理等、開催に向けて準備作業を進めているところでございまして、この会議には、県、中部運輸局、警察、バス事業者などの関係者のほか、市民、または利用者代表の方々にも委員として加わっていただき、今後のコミュニティバスや自主運行バス牧谷線の運行のあり方等について協議していただくほか、既存の路線バスに対する御意見や、デマンドや福祉タクシー、乗り合いタクシーの導入など、その他の方策についても御意見を伺い、市民の皆さんにとってより満足度の高い効率的な交通手段確保に向けた方策の検討を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に一般質問の2点目、市民の防災意識向上のために、職員や議員も含め、関係者が救急法の講習を定期的に受けてはどうか、また市の所有する車両に応急手当て用品を常備できないかについてお答えいたします。

心肺停止状態の人の大切な命を救うためには、救急車をすぐ呼ぶことや、救急手当て、救命救急士による除細動、救急救命センターなどでの高度な医療が連係プレーで行われることが不可欠となります。この救命の連鎖のために、市民の皆さん的心肺蘇生法の知識と技術の習得が必要となります。市では、職員が自衛消防隊を組織し、毎年、市庁舎、美濃病院など各施設に防火管理者を置き、定期的に避難訓練や消火訓練を実施しておりますし、心肺蘇生法やAEDの使用訓練につきましても職員研修の一環として実施してまいりました。また、新入職員につきましても、採用時の研修の中で心肺蘇生法やAEDの使用訓練を実施しております。議員の皆さんにつきましては、一昨年に心肺蘇生法やAEDの使用訓練を実施していただいたところでございます。

職員のみならず、自主防災組織の訓練や各種団体の研修会など、さまざまな機会を通じて心肺蘇生法やAEDの使用訓練を実施しているところでございますが、この技術の習得には、1回だけではなく、繰り返し研修することが重要であり、あらゆる機会に定期的に訓練を実施するなど、さらに参加者の拡大を図ることが肝要と考えております。また、自主防災活動の活発化のため、助成制度も整備して、その活動の促進に努めているところでございます。

AEDにつきましては、市内の人が多く集まる公共施設12カ所に配備しているところでございますが、市役所を除いて、24時間の使用は困難なのが現状でございます。だれでも24時間利用できる施設は、夜間営業している店舗など、幾つかはあろうとは思います。AEDの管理は適切に行うことが重要であり、管理面の検討も必要であります。配備の拡大につきましては、そういう施設も含め、今後検討して計画的に進めてまいりたいと考えております。

災害時における高齢者等要援護者の対応につきましては、情報の共有が最も重要でございます。個人情報との関連がございますので、民生委員さんの協力をいただき、市や消防署、

自主防災組織などがその情報を共有することに要援護者の同意をいただき、災害時要援護者台帳を作成し、災害時の要援護者対策を進めてまいりたいと思います。

市の保有する車両に応急手当て用品を常備することにつきましては、三角きん等何が必要で、どう適切に管理していくか検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に、15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、一般質問4点を行います。

まず1点目は、県道上野関線の大矢田トンネルは、当初の計画では平成19年3月完成となっていたが、その計画が大幅におくれ、現在では完成の見通しが定かでないが、県の考えはどうなのか質問をいたします。

この路線は、牧谷、洞戸方面から関や岐阜に通ずる生活道路として多くの方々が利用されております。また、この大矢田トンネルの完成は、大矢田地区、とりわけ半道の皆さんのがんの悲願でもございます。現在、半道のさんは暮らしの中でも大変不便をされているのが現実であります。例えば先ほど話がありましたコミュニティバスは、大矢田の方からは坂道があり、トンネルが狭いために来ないということで、御手洗の方面から来るようになっております。また、保育園や中学生を持つ親さんはマイカーで毎日子供を送らなければならず、大きな負担になっております。トンネルができれば、こうした不便が解消されるわけであります。

ことし6月に、半道の自治会から現状の説明をしてほしいと要請があり、美濃市選出の県会議員、またここにいらっしゃる児山議員、それに私と話をしに行きましたが、ほとんどの方々が、県にもっと強く要請してほしい、何だったらむしろ旗を持ってでも県に行ってもよい、このように強く訴えられました。また、この上野関線は期成同盟会ができておらず、関係する市の市長、県会議員、市会議員、県の関係者が毎年1回集まり総会が開かれており、その期成同盟会には幸い美濃市の市長は会長であります。当然、全力投球で関係機関に当たつておられると思いますが、今年の計画や完成の見通しなど県はどう言っているのか、質問をいたします。

また、市長はかつて、平成24年に岐阜国体があり、美濃市は自転車のロードレースをやることになるので、それまでに大矢田トンネルの完成をと言っておられましたが、そうしたことと含め、今後の見通しについて県はどう考えているのか、お尋ねをいたします。

2点目、図書館の質的水準を計画的に引き上げたまでも図書購入費の増額が必要と考えるがどうか、また小・中学校の図書の充実が図れないか、質問をいたします。

人間は、情報、知識を得ることによって成長し、生活を維持していくことができる。また、人間は、文化的な潤いのある生活を営む権利を有する。公立図書館は、住民が抱えているこれらの必要と要求にこたえるために、自治体が設置し、運営する図書館である。公立図書館は、幼児から高齢者まで、住民すべての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文化を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場である。これは、公立図書館の任務

と目標の中で、公立図書館の役割と要件の中で言われていることがあります。要するに、公立図書館は人間が成長していく上で欠かせない施設であり、地域文化の創造にかかわる拠点であるということです。

さてそこで、公立図書館の望ましい基準では、人口1万人未満では年間の図書購入冊数を3,000冊としております。美濃市の今年度の図書購入費の予算は500万円あります。500万円で3,000冊を買おうとすると、1冊平均1,666円です。日本図書館協議会が毎年公表している選定目録の図書の平均単価、いわゆる図書館にはこのくらいの本を備えなさいという本の値段は、2001年から2005年までの5年間の1冊の平均単価は2,340円あります。これを500万円の予算で単純計算すると2,136冊しか買えません。要するに500万円の予算では、選定された本を買おうとすると3,000冊には届かず、また3,000冊買おうとすると小学校並みの値段の本しか買えないということです。選定された本を買おうとするなら、最低でも700万円は必要あります。しかも、年間3,000冊の図書購入費は人口1万人未満です。当市は2万4,000人ぐらいですから、その倍以上の予算があっても何の不思議でもありません。

本来、美濃市の場合は、年間購入冊数は7,500冊が必要です。7,500冊に選定された1冊の本の平均単価2,340円を掛けると1,755万円になり、相当増額しなければこの数字に追いつきません。市長も昨年の9月議会やことしの3月議会で図書購入費について優先的に考えていると答弁をされておりますが、今年度は500万円に据え置かれております。来年度はぜひ予算も増額し、質の高い本が買えるようにしてほしいと思いますが、どうでしょうか。

また、学校図書の予算も、ここ数年間は小学校では約300万円、中学校では約270万円であったのが、平成18年度からは低く抑えられ、今年度は小学校で136万円、中学校で120万円と、約半分にカットされております。生徒数の減少などがありますが、中学校ではもっと予算をつけてほしい、そういう要望もあります。古い本をいつまでも置いておくのではなく、常に新しい本の入れかえを行い、生徒に魅力ある図書になるよう努めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

質問の3点目であります。夏季における長良川右岸設置（前野公衆トイレ）の維持管理体制の強化について質問をいたします。

トイレはそのまちの顔であると言われるように、トイレがきれいかどうかということは大事なことだと私は思います。そのために、公衆トイレの清掃や維持管理に力を入れていく必要があると思います。清掃される方は大変ですが、その仕事に見合う金銭も必要であると思います。

さて、この夏は大変な猛暑でありまして、8月16日は74年ぶりに最高気温を更新し、岐阜の多治見、埼玉の熊谷市が40.9度、同じ埼玉の越谷市が40.4度、群馬県の館林市が40.3度、美濃市が40度と、大変な猛暑となりました。その日だけでも、熱中症で11人もが亡くなっています。海や川は多くの人が練り出し、大変なにぎわいになり、水の事故も毎日のように報道され、長良川、板取川でも悲しい水難事故がありました。

さて、美濃市の観光名所である前野のつり橋付近にも多くの人が訪れ、水遊びやバーベキューなどを楽しんでおられました。ここには公衆トイレがあり、お盆の休みには大変混雑し、便器が詰まるとか、トイレットペーパーがないことがありました。付近の方で毎日のようにトイレを見回ってくださる方があり、時には便器の詰まりを直されたり、散らばっているごみを始末したりと、本当に頭が下がります。その方から私の方に、お盆の14日に、トイレットペーパーがないがどうしたらしいのかと連絡があり、早速、市役所の担当課に伝え、私も現場へ行きましたが、ちょうど市の課長も来ていただきましたので、その場は3人で対処いたしました。それ以降も、お盆休みが終わるまではいろいろとトラブルがあったように聞いております。

そのトイレは、現在、シルバー人材センターに維持管理や清掃を委託されており、毎朝1回清掃を行っておられるようですが、夏場、特にお盆などの休みは多くの方が来られますので、維持管理や清掃体制の強化をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いをいたします。

最後、質問4点目、市内全域で交通安全上危険と思われる場所において、道路上に危険を知らせる表示ができるないかという質問であります。

車社会の中で、今やほとんどの家庭で1人1台の車を持つようになり、交通安全に気をつけながら毎日生活をしております。ドライバーが交通安全に心がけるのは基本ですが、行政としても、交通事故が起きないよう、安全確保のためにできることはやってほしいと思います。

現在、市街地では、あんしん歩行エリアという事業が国の補助を受けて実施をされています。この事業は、道路形態には手をつけず、標識を設置したり、道路に表示を行い、ドライバーや歩行者の安全の確保を図る事業であるようあります。市街地の八幡神社付近はその事業が既に行われており、危険を知らせるためには大変有効であると思います。こうした事業は市街地だけとなっているようですが、ぜひ市内全域で行ってもらえないか、お尋ねをいたします。

それぞれの地域では、ここは危ないと思われる交差点などがあると思います。私が住んでいる大矢田地区にも、市場や、あるいはかえで保育園の交差点は注意して走行しないと大変危険です。こうした危険場所に、道路上に危険を知らせる表示があれば、事故防止に大きな効果が期待できます。かつて中有知小学校の横の交差点は交通事故も多くありましたが、道路に表示をしたこと、それ以降、事故があったということは聞いておりません。ぜひ交通安全のためにも実施してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上4点、よろしくお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時07分

○議長（岩原輝夫君）　ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

市長　石川道政君。

○市長（石川道政君）　塙田議員の一般質問1点目、県道上野関線の大矢田トンネルは、当初の計画では平成19年3月完成となっていたが、その計画が大幅におくれ、現在では完成の見通しが定かでないが、県の考えはどうなのかについてお答えをいたします。

県道上野関線は、関市板取、洞戸地区から美濃市の西部と岐阜市及び関市中心市街地を結ぶ総延長11.8キロメートルの路線で、東海北陸自動車道美濃インターチェンジへのアクセス道路としての利用も多く、重要な路線と位置づけ、県道上野関線道づくり委員会を設置し、路線を検討してきました。一方、関市と当市で平成8年度に県道上野関線改良整備促進期成同盟会を組織し、早期改良整備の促進を進めてきたところであります。平成8年度から平成14年度までの6カ年間で、大矢田地内の県道岐阜美濃線交差点から西洞地内の旧道との交差点まで2.2キロメートルの整備を完了し、平成15年度からは旧道の交差点から半道側トンネル坑口まで1.4キロメートルの事業に着手しました。昨年度までの整備費用は1億3,900万円程度でございます。本年も引き続き、取りつけ道路の整備が予定されております。

御質問の（仮称）大矢田トンネルの完成がおくれていることは、十分承知しております。先ほども申し上げました県道上野関線改良整備促進期成同盟会においての要望活動、あるいは両市の県議会議員と連携し、県当局に対して強く要望活動をしているところでございますが、当初の計画時点と比べ、社会情勢の変化や財政状況が非常に厳しくなり、公共事業予算が縮小される中で、多大な事業費を要するトンネル工事への集中投資が厳しい状況となっております。また、県においてもそのようになっていると聞いております。

市といたしましては、東海北陸自動車道美濃インターチェンジへのアクセス道路、あるいは生活道路として重要な路線でございますので、今まで以上に期成同盟会や地元県会議員と連携し、早期完成に向けて強く働きかけるなど、全力で取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に2点目の、図書館の質的水準を計画的に引き上げるためにも図書購入費の増額が必要と考えるがどうか、また小・中学校の図書の充実が図れないかについてお答えをいたします。

美濃市図書館は、平成12年度に約2億円をかけて収容冊数6万冊を目標にリニューアル工事を行いました。以来、図書購入費につきましては6万冊の収容冊数を目指して計画的に配当してきたところでございますが、その結果、蔵書数は平成18年度末には当初の目標であった6万冊を超える6万1,749冊になったところでございます。平成18年度にまとめました美濃市第4次総合計画・後期計画では、5年後の保有冊数を7万冊としており、現在では7万冊を目標に図書の充実を図っているところでございます。

本年度の図書購入費につきましては、18年度と同額の500万円を計上し、現在計画的に図書購入をしているところでございます。なお、18年度の図書購入冊数は2,930冊、1冊当たりの単価は1,706円でございました。購入単価について見ますと、平成17年度が1,612円、

16年度 1,815円、15年度 1,550円と、議員御指摘の平均単価とは少し離れておりますが、限られた予算の中で、市民各層の要望にもこたえながら、工夫を凝らして図書の購入に努めているところでございます。

図書館の質的水準の向上のために図書購入費の増額は必要かと思いますが、財政事情の厳しい折でもあり、限られた予算の中で、利用者や貸し出し冊数をふやすとともに、また購入図書の選定にも十分に留意しながら、図書館の充実に努めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、小・中学校の図書の充実が図れないかについてでございますが、平成17年度までは学級数等の規模による標準冊数を満たしていない学校が複数あり、学校差がありました。そこで、標準冊数を満たすように計画的に増冊を図るように予算化を行い、平成18年度においてはすべての学校が標準冊数を満たし、1人当たりに対する冊数も25冊以上となりました。そこで、本年度は通常の図書購入費の予算にしております。

蔵書数だけでなく、図書の積極的な活用ができるように、各小・中学校に図書館事務職員を配置しております。そして、より児童・生徒が図書に親しめるように、年に5回、図書館事務職員研修会を実施し、研修をしております。昨年度は、美濃地区学校図書館教育優秀賞において、上牧小学校が学習活用部門で最優秀賞を、昭和中学校が読書活動部門で地区唯一の最優秀賞を受賞、3小学校が優秀賞などに入賞と、成果も上がっておるところであります。今後も各小・中学校の図書の充実を図っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 産業振興部長 村井純生君。

○産業振興部長（村井純生君） 塚田議員の一般質問の3点目、夏季における前野公衆トイレの維持管理体制の強化についてお答えいたします。

現在、観光課が管轄している公衆トイレは、美濃橋前野側、港町、相生町観光駐車場、俵町駐車場、観光協会横、小倉公園などでございます。

御質問の前野公衆トイレは、美濃橋付近の河原において、特に夏の時期にキャンプ、バーベキュー、遊泳など、多くのアウトドアレジャーを楽しむ観光客のために設置し、現在、掃除をシルバーセンターに委託しております。掃除は1週間に2回行っていますが、お盆の時期には多くの人が使用するため、毎日掃除を実施し、そのほかに担当する市の職員が巡回パトロールを行っております。

先月の8月14日には便器が詰まったことがございましたが、トイレを利用される方の中には、便器にトイレットペーパーのしん、雑誌、石などの備えつけ以外の異物を流したり、トイレットペーパーの持ち帰りなど悪質ないたずらも多くあり、利用者のマナーにも大きな問題があるかなと思っております。今回のトラブルも、そういういた異物を流されたのが原因であります。以上のように、トイレを使用する方のマナーが悪く、管理も大変で苦慮しているところでございますが、他の公衆トイレも含め、特に8月のこの時期には掃除、巡回パトロール、マナーの啓発等を強化し、利用する方が心地よく使われるよう管理していく考えでご

ざいますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（岩原輝夫君） 建設部長 福井昭次君。

○建設部長（福井昭次君） 塚田議員の一般質問の4点目、市内全域で交通安全上危険箇所と思われる場所において、道路上に危険を知らせる表示ができないかについてお答えいたします。

現在、美濃地区の市街地で進めております交通弱者を対象とした安全対策は、国土交通省と警察庁が、全国の歩行者や自転車の通行が多い住宅地や商業地で交通事故を少なくするため、全国にあんしん歩行エリアを設け、計画的に安全施設を整備する事業で、美濃市としましても市街地 1.1平方キロメートルが平成15年7月に指定を受けました。この事業は、国・県・市の道路管理者と警察署が一緒になって、地域住民の協力により、歩行者や自転車が安心して通行できる施策を検討し、あんしん歩行エリア整備計画を立案し、整備する事業で、死傷事故件数2割減及び歩行者や自転車の死傷事故件数の約3割減を目指すものであります。市としましては、平成17年度に計画書を作成いたしました。その計画に沿った安全対策として、交差点や路肩のカラー舗装、注意看板などの事業を施行しております。

御質問の、市街化地区以外でも交差点などの安全対策はできないかにつきましては、この事業での市街化地区以外の整備は対象外であります。交通事故の発生要因は、ドライバーや歩行者の交通法規の厳守と交通マナーなどがありますが、市内には交通安全上危険と思われる箇所もあると思います。今後、市としては、サイクルシティ構想を進めていく上で、歩行者や自転車が安全に利用できる道路ネットも進めていく考えもあります。厳しい財政状況でありますので、危険度の高い箇所から順次施行できるよう努力してまいりたいと思います。

[15番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 再質問やら要望を行います。

まず1点目の上野関線の大矢田トンネルの件につきましては、要望を申し上げておきます。

この県道は、先ほど市長の答弁でもありましたように、平成12年に県において道づくり委員会、こういうものをつくるということで、当時の市会議員や自治会、あるいは地権者、そういうような方々が寄り集まって、その道づくり委員会をつくって、トンネルのルートをどっちの方向にしたらよいかというようなことも含めまして、また坂の勾配をどのくらいの角度にするかということをやってまいりました経緯があります。いよいよトンネルができるというふうに大変期待を持っていたわけでございますが、地権者の用地買収は、一部を除き、ほぼ完了しております。しかし、工事は遅々として進んでおりません。これが現実であります。ことしの3月の完成予定になっても、県からは一言の説明も地元にはありません。こういう状況であります。半道の方々におかれでは、本当にさっき話したような状況でございまして、この大矢田トンネルの完成を待ちわびておられます。この大矢田トンネルができ

なければ、それに続く御手洗までの道路の拡幅も困難になってまいります。ですから、ぜひ市長も、この期成同盟会の会長をされておりますので、県に強力に進言をしてもらいたいと同時に、県議員にもそのように伝えていただきまして、一日も早い完成を強力に県に働きかけてほしいと、このように要望しておきます。

そして、2点目の図書館の購入費の増額については、再質問をいたします。

今答弁を聞いておりますと、私が言った点につきまして、必要性はわかるが、しかし、財政が厳しいので予算は500万円がぎりぎりというふうにしか思えないのでございます。私が先ほど言いましたのは、人口が1万人未満でも、日本の図書館協議会が選定した本の3,000冊を買おうとすると最低でも700万円は必要だということです。ですから、この最低ラインをクリアするためにも、来年度は増額をされるのかどうか、はっきり答えてもらいたいと思います。

また、学校図書につきましては、常に新しい本を入れ、児童・生徒に魅力ある図書館になるよう、予算の増額も含め、充実を図ってもらいたいと要望しておきます。

次に3点目の、長良川右岸の前野の公衆トイレの維持管理体制につきましても、要望しておきます。

今答弁でも言われましたように、昨今、公衆トイレを利用される方のマナーが大変悪くなっています。少し前の新聞報道でも、公衆トイレが何者かによって壊されたという記事がありました。そんな中でのトイレの清掃管理は大変だと思いますが、このトイレは特に夏場に集中をいたしますので、そのトイレの維持管理には十二分に注意を喚起するとともに、巡回体制の強化をしてもらいたい、このように要望しておきます。

最後に4点目の質問につきましては、危険度の高いところから順次していくという答弁でありましたので、来年度の予算でどうあらわれるのか期待しております。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

図書購入費の来年度予算について、ぜひ予算を増額してほしいと。については、それができるのかという話でございます。

平成19年度の予算編成に当たりましては、すべての経常的経費の5%削減を進めてきたところです。図書購入費については、その必要性から、減額せずに前年度と同額といたしました。御理解いただきたいと思います。

本市の図書館は、スペースの問題もあり、蔵書の内容を充実させることを重点に、現在、7万冊を目指しているところでございます。5年間において7万冊を目標としております。来年度の予算につきましては、そういう状況を見ながら、歳入予算や歳出予算の状況を見て検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

[15番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 今、市長は、図書購入費について、ほかの事業は経費も5%削減であるという中で、ことしの場合は図書購入費は継続して500万円にしたという話がございましたが、今の答弁を聞いておりましても、これからこの件につきましても検討していくが、結果500万円になるかわからんということなのか、いや、もう少しやっぱり先ほど僕が言いましたように700万円ぐらいにするとか、そこら辺は全く言われなかつたんですが、そういうことはこの議会答弁ではなかなか難しいというふうに考えておられるのか、自分の腹の中にそういうことがないのか、そこら辺を再度確認しておきます。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 再質問でお答えしましたとおり、来年の予算編成の中で、歳入、あるいは歳出を見ながら検討していきたいという答弁に変わりはございません。

ただ、私は、先ほどの議員さん、いろいろ皆さんに言われた道普請とか、財政厳しい折にはいろんな方法があるわけでございまして、必ずしも予算を増額しなくともできる方法はあるのではないかと、こんなことを思うわけです。例えば、直接図書館の事業にはなりませんけれども、まだ構想ではありますが、「もったいない図書運動」なるものをやっていったらどうかということも考えているところです。この運動は、それぞれの家庭や、あるいは会社において退蔵されているような図書、いわゆる「もったいない図書」を提供していただきまして、これを市の図書館として収蔵したり、あるいは直接利用される方々にそれを交換したり、あるいは学校図書にも配置する等々の考えもできるのではないかと。これは予算を伴わない事業でもございます。いろいろなことを考えながら来年度は考えていきたいと、このように思っております。

以上をもって答弁といたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に、6番 佐藤好夫君。

○6番（佐藤好夫君） 発言のお許しをいただきましたので、学校給食について3点を質問いたします。

一つ目、食材の調達に当たって安全を図るための基準はあるのか、二つ目、地産地消の取り組みについて、三つ目、食品の安全性の問われている中国産の食材が使用されていないかをお尋ねいたします。

美濃市学校給食センターは、昭和54年4月に開設をされました。当時の給食は1日約4,000食を提供されていましたが、現在は少子化に伴い、児童・生徒数の減少により、小学校11校が6校に再編成され、中学校3校、14校の児童・生徒に1日2,080食、年間193日提供しております。給食の時間は最も生徒たちが楽しみにしているときでもあり、安全で栄養のバランスのとれた食事が摂取できるよう工夫し、成長期にある児童・生徒の健康の保持増進と体格の向上に大きな役割を果たしていただきたいと思います。

それには、安全な食材でなければならないと思います。国内でも、賞味期限の改ざん等、利益を優先する企業もあり、社会問題になっており、不安なことが余りにも多くあります。また、中国においては、食材だけではなく、日常の生活用品など多くの不安問題を抱えてお

ります。毎日のようにテレビ・新聞等で報道されているとおりでございます。できることなら、地元の生産者の協力もお願いし、身近で目の届く安全な地場農産物を多く活用していただき、安全で安心のできる給食の提供をお願いするものでございます。

以上3点について、教育次長にお尋ねをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 教育次長兼教育総務課長 小椋茂樹君。

○教育次長兼教育総務課長（小椋茂樹君） 佐藤議員の一般質問、学校給食についてお答えいたします。

一つ目の、食材の調達に当たって安全を図るための基準はあるかにつきましては、現在、学校給食センターでは、1日平均約2,080食、年間約193日給食を提供していまして、食材の調達に当たっては、文部科学省の学校給食衛生管理の基準に定めている食品納入業者の選定、食品納入業者等の衛生管理、食品の選定の基準により調達しているところでございます。

食品の納入業者につきましては、食品衛生法に定める営業許可を取得している業者で、市と契約を締結した業者24社より食材を調達しております。食材の調達に当たっては、業者側の責務として、新鮮・良質で責任ある給食物資であることや、学校給食による伝染病、中毒事故防止の立場から、特に衛生管理には十分注意して納入することを契約書で定めているところでございます。納入時には、食品の検収・保管等の基準により、検収室において栄養士が立ち会い、検収表に従い、納品時間、製造年月日、賞味期限、品質、鮮度、包装状況、運搬における温度管理、異物の混入等の食品検収を行っております。納品時期につきましては、生鮮食品につきましては給食当日の納品としているところでございます。保管につきましては、原材料の相互汚染防止のため、食品ごとに分類し、専用の容器で保管し、種類に応じて、棚、冷蔵庫、冷凍庫で保管しております。今後も文部科学省の基準により、安全・安心で新鮮な食材の調達に努めてまいります。

次に二つ目の、地産地消の取り組みについては、学校給食では、安全で新鮮な食材の使用と、児童・生徒に食の重要性及び食を通じて農業に関心を深めるためなどから、地場農産物の活用に取り組んでおります。学校給食の食材のうち、野菜などの農産物は納入に当たってできる限り美濃市産や県内産を使用するようにしておりますが、品目や時期により、年間を通じて確保することが困難な状況であります。

平成18年度の納入状況は、農産物32品目3万5,849キログラムのうち、美濃市産は13品目で、全体の15%の5,490キロを納入しております。主なものは、大根、里芋、ネギ、白菜、小松菜などでございます。17年度と比較した場合、美濃市産の使用量は4.6%ほど増加しております。今後は、道の駅にわか茶屋、みちくさ館も安全な地場産の農産物を供給可能と思われますので、学校給食に積極的に取り入れるよう地産地消の拡大に努めてまいります。

次に三つ目の、食品の安全性が問われている中国産の食材が使用されていないかにつきましては、安全でおいしい給食の提供のため、安全・安心・新鮮な食材の調達に努めているところでございます。食材の多くは国内産を使用しておりますが、一部中国産も購入してきて

おります。

18年度で見てみると、食材の調達実績の総額は 9,203万 9,000円となっており、中国で加工された食材を購入した総額は16万円となっており、その内訳は、主に桃の缶詰とキクラゲでございます。また、中国産の原材料を日本で加工した食材を購入した総額は60万 3,000円となっており、その内訳は、カット大豆味つけとマッシュルーム、タケノコなど12品目でございます。中国産の原材料の使用総額は合わせて76万 3,000円で、調達総額の 0.8%に当たります。19年度 1 学期の食材の調達につきましても、ほぼ同様でございます。

調達に当たっては、基準を超える残留農薬や添加物、防腐剤など、安全性が問われ、問題となっている食材は、以降、使用しておりません。今後の対応として、国産で購入できる食材はできるだけ国産に切りかえることとし、購入価格及び栄養バランスの面から中国産等を必要とする場合は、検査合格証等を提出させ、安全を十分確認した上で購入してまいりたいと考えております。

今後とも引き続き、児童・生徒の心身の健全な発達のために、安全・安心で、おいしく、栄養バランスのとれた給食を提供できるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 次に、1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 発言通告に基づき、4点質問をいたします。

一つ目は、松森地区に場外馬券発売所を開設しようとする動きがあるが、市としてどこまで把握しているのかという問題です。

さきの5月臨時会では、笠松場外馬券発売所及び払戻所、以下「馬券売り場」といいますが、これを松森に設置するに当たり、近隣自治会がどこなのかを調べに業者の方が市へ問い合わせに見えたということが報告されました。8月に入り、松森自治会では同意を前提とする確認書とそれに意見を求める回覧が回され、私のところへも複数の方から、経過について教えてほしい、とめてほしい、こういう要望がありました。

御存じのように、競輪、競馬、競艇、オートレースという公営ギャンブルは近年下火となり、運営が赤字になり、事業を廃止したところも幾つかあるようです。ファンの拡大のために馬券売り場をふやし、経営を安定化したい意図は理解できますが、関連施設にはトラブルが目立ち、新設時には特に地域住民の同意に配慮するように農林水産省も指導をしているところであります。

計画書により調べてみると、学校がある平日は1年じゅう開催されます。活性化が図られるという意見もありますが、税収や自治会費がふえるとしても、引きかえに周辺住民の平穏や安全が脅かされてはならないと思います。

中有知地区に公営ギャンブル関連施設（場外馬券売り場）をつくった場合に起こると予想される問題点として、幾つか考えてみました。美濃市の玄関口にふさわしくない施設である。インター前開発計画では商業施設とあわせて宅地化が計画されているが、環境が損なわれることで地価の下落や住むことに敬遠する人があることも考えられます。予想紙や外れ馬

券の散乱、殺伐とした雰囲気になる。2番目として、子供の教育環境と安全が脅かされる問題。ギャンブルを身近に感じることで勤労意欲が損なわれる。また、最終レース終了時間が16時から17時の間で、帰る車が小・中学校の下校時間に重なり、子供や通行者への危険がふえること。3番目として、のみ屋、コーチ屋、090金融と言われる高利貸など、違法行為関係者がたむろする危険がある。子供たちとの接触の機会もできるのではないか。4番目、一攫千金をあおり、家庭を顧みない利用者をふやす。家庭崩壊の助長になる。このようなことが考えられます。

これらのことは、松森と近隣自治会のならず、すべての美濃市民の皆さんとの問題ではないかと思います。また私は、第一に優先しなければいけないのは、子育て中のお父さんやお母さん、子供たちの教育環境としてどう考えるかだと思います。

9月4日に「美濃あかつき号外」により、松森と市内近隣7自治会へ新聞折り込みと手配りでアンケートをお願いしました。回答がきのうまでに合計85通寄せられ、賛成7通、反対76通、保留・不明2通でした。賛成意見には、市の活性化になり税収もふえる、青少年への影響も心配ない、こういう意見もあります。直接聞いたものでは、パチンコ店跡地を遊休施設のままにしておけないから何でもよいから営業してほしい、こういう意見もあります。反対意見です。市の玄関口という立地にふさわしくない、子供たちへの影響が心配だ、ギャンブルによる家庭崩壊や違法行為関係者を呼び寄せることを懸念する方が多数ありました。また、この場所へつくってもらいたいものとして、サイクリングターミナルやビジネスホテルを望む声もありました。地元近隣を問わずもっと情報公開してほしい、こういう要望もたくさんありました。

業者の方が地元の同意をとるには期限がない、近隣も含めてですね、期限がないとのことです、市としてどこまで把握しているのか質問をいたします。

二つ目の質問です。来年4月から新しく特定健診・保健指導がスタートするが、どのような内容なのかについてです。

日本国憲法第25条には、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあり、国民の健康も憲法の要請する大きな柱ですが、これを守るための制度が質的に変わることだと思います。これまでの医療改革は、医療費適正化の方策として、診療報酬における個人負担割合の見直しなど、医療に関するもの、医療分野が重視されてきましたが、今回の改正では保健（予防）分野にメスを入れ、同分野において特定健診・特定保健指導義務化という強制力を伴った仕組みを導入されたことが大きな特徴だとされています。

近年、我が国では中高年の男性を中心に肥満者の割合が増加傾向にあるが、肥満者の多くが糖尿病、高血圧症、高脂血症等の危険因子を複数あわせ持ち、危険因子が重なるほど心疾患や脳血管疾患を発症する危険が増大する。このため、内臓脂肪型肥満に着目した内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念を導入し、国民の運動、栄養、喫煙面での健全な生活習慣の形成に向け、「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後に薬」、こういう呼びかけでもって、国民や関係者の予防の重要性に対する理解の促進を図る健康づくりの国民

運動化を推進するとともに、必要度に応じた効果的な保健指導の徹底を図る網羅的・体系的な保健サービスを積極的に展開するということだとされています。

要するに、病気の早期発見・早期治療のための健診から一步進んで、病気予防を必要とする人を発見するための健診に切りかえる。健康保険会計に大きな比重を持っていたメタボリックシンドロームの人を早期に見つけ、予防を徹底することで高齢者の健康を図り、医療費の抑制につなげるというもののようです。このような理解でよいのでしょうか。

9月1日号の広報「みの」では、特定健診について説明がありました。次回には、検査項目、保健指導の説明がされる予定です。40歳以上のすべての市民の方を対象にしていた健診が国保加入者だけを対象にすることで、社会保険加入者はこれまで会社でも市でも受診できたのが、受診機会が減らされることになります。健診は年2回の受診が望ましいとされてきましたが、予防が徹底されると年1回で十分でしょうか。

また、これまでも社会保険の事業所での健診は市の基本健診と比べると簡易な内容でしたが、市で受診できなくなると、同時に行われていたがん検診の扱いはどうなるのでしょうか。特定健診の案内が国保加入者だけになると、がん検診単独の通知は目に触れにくくなり、がんの早期発見をおくらせることにつながらないか心配です。今までの基本健診の内容との違いがどこにあるのか、説明をお願いします。

受診については、受診率が低い自治体には国からのペナルティーがあるようになっていましたが、どんな内容か。そのためにも受診率を高める必要があるが、今までの国保加入者に占める非受診者の割合はどれくらいあり、受診してもらうためにはどういう対策をとるのか、お答えをお願いします。

三つ目の質間に移ります。妊婦健診について、少子化対策、また産科医療の不足を補うために助成拡大を図るべきだと考えるがどうかという問題です。

美濃市の21世紀グランドデザインにも、「健康な子供を育てるため、妊娠婦や乳幼児の健康診査の充実と、各種相談事業を通じて保健指導や栄養指導の充実を図ります」とあります。現在、美濃市の妊婦健診は、基本的には35歳未満の妊婦には2回の助成が、35歳以上の妊婦には3回の助成があります。しかし、この助成は昨年までの国の指導をやっと満たすものであり、少子化対策を考えるとき、もっと進んだ施策をとるべきだと考えます。国のレベルでも、厚生労働省は健康で安全なお産をするためには5回以上の健診が必要としており、妊婦のごく初期から36週程度までの間、最低5回分を無料化することを全国基準とする方針をことし1月に打ち出しています。

先ごろ奈良県では、妊婦の救急搬送中に転送先が決まらず死産した事件が起き、産科医療の体制や医師不足などに改めて注目が集まりました。史上最長の好景気と言われる中でも所得格差は広がり、特に出産世代に顕著だと言われます。この事件では、妊婦健診を受けていなかったことから受け入れがされなかつたことも理由に上げられています。

9月15日の報道によりますと、妊婦健診を受けずに出産した場合、子の死亡率が通常の約18倍にも上るなど、非常にリスクが高いことを日本医科大学多摩永山病院が発表しています。

す。

この中でも、未受診の理由について経済的理由が3分の1近くあり、未受診を防ぐためには社会福祉的なアプローチも重要としています。妊婦健診の費用は1回当たり5,000円から7,000円ぐらいであり、異常がある場合は1万円を超すこともあります。この妊娠や出産に伴う高額な負担ができず、妊婦が受診回数を減らしたことにより、ハイリスク妊娠・出産につながる、また出生数の低下を招く一因になっていると厚生労働省も考えています。

最近では、新潟市に続き、札幌市が10月1日から妊婦一般健診の公費負担を5回に拡大したニュースがありました。全国の自治体を見渡しても、福井県越前市では、第2子までは5回、第3子からは14回すべてに、前・中・後期3回の受診が無料で、との回数分は1回当たり5,800円の補助を出す例や、青森県三戸町では、厳しい財政の中で、優先順位を明確にする中で最重要施策として妊婦健診を位置づけ、14回すべて無料健診としました。愛知県江南市では、妊娠中に10回、産後（2ヶ月以内）にも1回無料で妊婦・産婦健康診査を受けることができるよう拡充されています。

美濃市で妊婦健診への助成を5回まで拡大した場合、どれくらいの予算措置が必要なのか。国の19年度予算では、市町村の少子化対策事業費への地方交付税を拡充し、自治体がこの範囲内で地域の実情に合わせ無料健診の回数を上乗せできるようにするとしていますが、この内容を市はどのように受けとめているのか。国の指導に沿ってすぐにも妊婦健診の助成拡大に取り組むべきだと思いますが、市の考え方を聞きます。

4点目であります。国の財政赤字を地方へ転嫁するために、合併特例債、合併支援交付金というニンジンをぶら下げる強行した「平成の大合併」と言われた市町村合併後、約3年が過ぎました。私は、住民投票で単独の道を選んだ美濃市を誇りにしていますが、前途について楽観ができないことは合併をした自治体と同様だと考えております。合併後の住民生活の分析を行っている県下の9市町村の事例を参考に、単独の道を歩んでいる美濃市の現状と今後の方向をどう考えるかにつき質問をいたします。

岐阜県には、明治13年末1,363の町村がありました。大正、昭和の合併を経て、昭和62年4月時点では14市55町30村、計99自治体を数えました。これが平成18年3月27日の大垣市による上石津町・墨俣町の吸収合併により、21市19町2村、計42自治体となりました。数百人から数千人へ、数千人から数万人、そして今回の合併ということで人口規模が大きくされてきたわけです。長い歴史の検証の中で合併の結果が明らかになってくるものと思いますが、住民投票の記憶が新しい今の時点でも自治体のあり方を探っていくことが有益ではないかと考えるものです。

先日、旧恵那（中津川市・恵那市）地域での市町村合併後の住民生活について行われたアンケート結果入手する機会がありました。住民から見た合併による変化をあらわしていますが、大変興味深いものがあります。岐阜県では、平成12年9月に市町村広域行政検討委員会が、市町村議員（1,462人中1,097人の回答）、県民（無作為で2,000人中1,329人の回答）、岐阜女性大学受講者（210人中180人の回答）へ合併に関するアンケートを行いました。

た。このアンケートとの対比をすることにより、合併前と合併後の違いが浮き彫りになります。

合併の必要性について、市町村議員は8割が必要性を感じ、県民、受講者は55%から60%が合併の必要性を感じていました。これに対して、中津川市・恵那市の住民（1,000人中461人の回答）を対象にしたアンケートでは、合併の評価について「大変よかったです」及び「よかったです」26人、5.6%、「変わらない」115人、24.9%、「悪かったです」及び「大変悪かったです」290人、62.9%、その他・無回答30人、6.5%となっています。過半数が合併に期待をしていたけれど、この時点で6割を超える人が失望をしている状況です。

アンケートには個別50項目へマル・ペケで記入する設問がありましたが、よくなつたものは、交流9%、文化7%、道路・観光それぞれ5%、福祉・病院・老人施設それぞれ4.5%、防災・保育・環境それぞれ4%など、全体で回答数の115%、悪くなつたものは、役所37%、議会議員35%、福祉33%、公共施設29%、保育28%、教育27%、負担金・介護それぞれ25%、自治23%、病院21%など、回答者の755%もあり、よくなつたものの6.5倍強あります。大きく眺めてみると、新市の中心部の都市環境はよくなつたが、周辺地域の生活環境は悪くなつた、このように読み取れると思います。また、自由記入では、住民投票もせずに進めた合併がよいはずがないという意見もあり、地方自治の主役である住民参加抜きの選択が、力を合わせて難局を切り抜けていこうという意識を壊しているのだと思います。

このアンケートをもとに、中津川で、住みよい恵那地域を考える会という集会が開かれました。そこでの資料には、合併協議を行った時期にシミュレーションした歳入総額、地方交付税と、実際の額が示されました。歳入では、平成11年から13年の平均400億円に対して、17年から19年度はそれぞれ411億、404億、404億の想定でした。それが実際は382億、352億、359億、この19年はマイナスの11%になるわけですけれども、このような金額になり、地方交付税は、11年から13年度に平均149億に対して、17年から19年度はそれぞれ151億、148億、147億を見込んでいましたが、実際は129億、122億、19年になりますと20%以上を下回る117億になっています。サービスの低下、負担増もしかるべきと言えます。

この資料には、次のように書いてありました。合併で新市に何が起きているのか。旧町村時代のサービスや制度が一気に廃止・縮小されたことによる、目に見え、痛みを伴う変化、もう一つは、多くの市民にはまだ実感されていない、市政の基本である財政構造の中で静かに確実に進行している劇的な変化ですということです。対して美濃市では、国政から来る住民税や国民年金の増加などを除き、市政に限って考えれば、この3年間にサービスの低下や負担増を改めて聞くことはなかったと思います。単独を貫いたから、痛みを伴う変化はなかったわけであります。

問題は、財政です。美濃市が単独の道を選んだ後、市制50周年を機に取り組まれた平成まちづくり改革委員会では、地方交付税の額は平成12年度には34億円、平成14年度には28億8,000億円と指摘されています。それが、平成18年度に一般会計予算97億2,000万円中、地方交付税23億2,000万円、19年度に一般会計88億500万円中22億9,000万円と、予算規模も

交付税も縮小していますが、この縮小額は想定の範囲内でしょうか。また、今後の見通しについてお尋ねします。

つい先ごろ、総務省から各県・各市町村の2004年から2006年度の3ヵ年平均速報値として実質公債費比率が発表されましたが、美濃市は17.7%であり、前年より1.3%増加しています。県内ワーストファイブに位置し、起債制限団体に最も近づいています。この実質公債費比率の見通しはどうか。道の駅建設に係る借り入れも入った数字なのか、お尋ねします。

また、まちづくり改革委員会でも繰り返し問題になった規模の大きいプロジェクト、例えば一たん凍結された段西洞線の橋のような計画があるのか、お聞きしたいと思います。

以上4点への答弁、よろしくお願いします。

○議長（岩原輝夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時08分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興部長 村井純生君。

○産業振興部長（村井純生君） 並議員の一般質問の1点目、松森地区に場外馬券発売所を開設しようとする動きがあるが、市としてどこまで把握しているのかにつきましてお答えいたします。

この場外馬券発売所につきましては、従前は公設でしか認められておりませんでしたが、平成17年より規制が緩和され、必要な手続を経て、地元自治会及び近隣自治会の同意を得た上で、市長や議会の同意があれば開設できるようになりました。

御質問の件は、民間の事業者が笠松競馬のミニ場外馬券発売所の開設を松森地区に計画している件であります、事業者から去る3月30日に市に対してお話をございました。このときのお話の内容は、3月29日に岐阜県地方競馬組合から開設推進決定通知書が届いた、については地元及び近隣自治会の同意を得る必要があるが、その自治会の範囲について指導してもらいたいとのことがありました。

計画の概要は、松森地内の元パチンコ店内に開設するもので、敷地面積6,790平米、建物面積は704平米で、建物内に有人発売機7台、自動払戻機2台を設置、収容人員は300人、駐車場の台数は220台との計画でございます。運営計画は、営業日数が笠松競馬、名古屋競馬などの開催日に合わせて年間282日、営業時間は午前10時から午後5時まで、来場者予測は1日平均250人で年間7万人、運営人員は13名を予定しているとのことです。

市としましては、このお話を受けて後、市議会の代表の方、市連合自治会長さん、中有知地区自治会長さん、美濃地区の隣接自治会長さんに御報告させていただき、同意の必要な自治会を御相談させていただき、また事務手続の流れについても御説明をさせていただきました。その結果、笠松競馬ミニ場外馬券発売所開設に必要な自治会の同意は、地元である松森自治会及び隣接自治会としては、中有知地区の生櫛、志摩、さくらヶ丘、松倉台1丁目、美

濃地区の段町、千畠町、亀野町の各自治会とする。隣接する関市下有知地区については、関市の指導を受けるよう指示しました。また、留意事項として、同意は自治会の正式な手続を経てなされた同意であることとし、その旨を去る5月8日に事業者にお伝えしました。

事業者が関係自治体すべての同意を得た後、岐阜県地方競馬組合より市及び議会に対し意見聴取があり、市もしくは議会が反対した場合は設置できないこととなっております。現在は、事業者が関係自治会から同意を得るための協議を行っているところであり、市としましては自治会の状況を注意深く見守っている状況でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 並議員の一般質問の2点目、来年4月から新しく特定健診・保健指導がスタートするが、どのような内容かについてお答えします。

市民全員を対象にした健康診査等の保健事業については、現在、老人保健法に基づき、保健センターを中心に市が実施をしております。平成18年6月に改正された健康保険法等の一部を改正する法律により、平成20年度から、40歳以上の加入者に対する特定健診及び健康診査結果に基づく特定保健指導の実施が各医療保険者に義務づけられました。具体的には、40歳から74歳までの方は、被扶養者を含めて医療保険者が特定健康診査等を行い、国民健康保険加入者は市民課が担当します。75歳以上の方は、後期高齢者医療広域連合が行います。上記の1及び2に該当しない方、例えば生活保護対象者は市が行い、保健センターが担当します。65歳以上の介護保険の第1号被保険者は、介護保険者が介護予防のための生活機能評価を行い、介護保険担当の高齢福祉課が担当します。

特定健康診査は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、この該当者及び予備軍を減少させるための特定保健指導を必要とする方を的確に抽出するために行われます。特定保健指導は、生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とします。具体的には、健診の結果、腹囲で男性85センチメートル、女性90センチメートル以上は全員、それ以下でも、BMI・肥満度25以上の方々を対象に、血糖値や血圧値などの判定項目の該当数に応じて保健指導の度合いが決定されることになります。

そこで、並議員の御質問ですが、特定健診等、制度の改正の目的や内容については、おおむね議員お見込みのとおりでございます。

二つ目の、健診が年1回で十分なのか、また、がん検診の扱いはどうなるかですが、特定健診、特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目したもので、具体的には、5月から8月の間に健診を受けていただき、その結果をもとに半年間で保健指導を行うものでございます。特定健診以外のがん検診、骨粗しょう症検診などは現行どおり市が行い、保健センターが担当します。生活習慣病の予防を目的に、各医療保険者が40歳以上の方を対象に年1回の特定健診を行うことが制度の趣旨と考えております。

これまでの基本健診との内容の違いは、必須項目はおおむね同じですが、腹囲検査が追加され、脂質のうち、総コレステロールにかわって悪玉コレステロールの検査となります。また、尿たんぱく検査などにより潜血と腎機能障害が把握可能なため、潜血検査と腎機能の血清クレアチニン検査が廃止となります。

次に、受診率が低い場合にペナルティーがあるかについてですが、現在、市では来年4月に向けて、特定健診等実施計画の作成や実施体制づくりに、窓口となる市民課、保健センター、高齢福祉課が連携して取り組んでおります。この実施計画には、特定健診等の実施率、メタボリックシンдро́м該当者の減少率などについて平成24年度の目標値などを定めることとされております。平成25年度から、各保険者が後期高齢者医療保険に拠出する支援金の算定に、この目標値の達成度に応じて最大10%の加算・減算が予定されております。

また、基本健診の平成18年度受診者数は2,046人で、このうち国保加入者は1,334人となっており、平成18年度5月末の40歳以上国保加入者7,248人に占める割合は18.4%となっております。ただし、人間ドックの受診者や治療中の方は原則的に基本健診の対象外となりますので、正確な受診率や未受診率は算定できません。

平成20年度から始まる特定健診等に向けて、制度の目的や内容について広報「みの」やパンフレットでPRするとともに、健康福祉いきいきフェア等のイベントにおいても周知を図り、平成19年度最重要事業の一つ、市民総参加の健康づくりを推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

次に質問の3点目、妊婦健診について、少子化対策、また産科医療不足を補うために助成拡大を図るべきと考えるがどうかについてお答えいたします。

平成19年度施政方針では、平成18年度に引き続き、少子化対策及び子育て支援を最重要課題の一つとして取り組むこととしております。平成19年度の新たな少子化対策といたしまして、医療費の助成では、小学生の入院費を平成18年度から無料としておりましたが、本年4月から外来を含めて無料とする助成の拡大を図りました。留守家庭児童教室は、平成18年度に中有知遊童館を建設し、平成19年度から市内全6教室で4年生までの児童を対象にしております。また、障害児を対象に、住みなれた地域で暮らし、子供の能力を最大限に伸ばすことができる療育システムの構築を進めております。継続事業では、保育料の軽減や延長保育、一時保育の実施、保健センターでのパパママ教室の開催や父子手帳の交付、特定不妊治療の助成などを実施しているところでございます。

妊婦健康診査の公費負担につきまして、本市では現在、多くの市町村と同様に、2回から3回分の負担をしております。妊婦健康診査の助成を5回まで拡大した場合、平成19年度の予算ベースで約940万円で、約710万円が必要となります。少子化対策、子育て支援は申し上げるまでもなく、国政レベルの全国自治体に共通した重要な課題でございます。平成19年度に限らず、当分の間は最重要課題の一つとして取り組んでいくことになるものと存じます。限られた財源の中で、少子化対策、子育て支援対策を総合的に検討し、有効性、必要性などの高い施策を選択していくことが必要となります。議員御質問の妊婦健康診査の公費拡

大につきましては、重要な施策の一つと考えておりますが、今後、総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをし、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 並議員の質問の4点目、市町村合併後、分析を行っている県下の旧町村の事例を参考に、単独の道を歩んでいる美濃市の今後の方向をどう考えるのかについてお答えをいたしたいと思います。

美濃市は、単独の道を選択して3年目を迎える厳しい財政環境の中にはありますが、平成まちづくり改革による徹底した行財政改革を推進し、効率的かつ効果的な行政運営を図りながら、限られた財源の中で、市民の幸福と将来に向け、夢と希望の持てるまちづくりを進めているところでございます。「スローライフシティ」をキーワードに、ゆとりと豊かさのある暮らしを目指すまち、また独自の本物のよさを出し合うオンリーワンのまちづくりを市民と協働して進め、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を引き続き目指してまいりたいと考えています。

さて、議員お尋ねの地方交付税につきましては、想定以上の削減となっており、今後も相当に厳しい財政運営が見込まれます。当市の平成19年度の地方交付税は、当初予算額22億9,000万円ですが、23億2,000万円程度は確保できる見込みでございます。国は、2011年度における基礎的財政収支の黒字化などを目標に、それを確実に実行する経済財政改革の基本方針2007によりまして、歳出全般にわたり国と地方を通じ最大の削減を行う方針のもと、平成20年度につきましては、総務省の概算要求では、出口ベースでの地方交付税は前年比4.2%の減額となり、今後さらに厳しい財政運営となることが予想されます。

美濃市の実質公債費負担比率は、平成18年度は17.7%であり、19年度から24年度までは、一般会計については市債の発行を極力抑制しているものの、下水道と病院会計などの公営企業等への繰り出しがピークを迎えますので、今後18%を超える見込みとなっております。なお、この指数の増加は、単に公債費等の増加だけではなく、国の歳出・歳入の一体改革による歳出削減に伴う標準的な財政規模の縮小も指数を引き上げる大きな要因となっているところであります。道の駅建設に対する市債の償還につきましては、平成18年度は実績で、19年度以降は見込みでの指数としております。公営企業等への繰り出し等は、市民生活の環境整備のため、どうしても必要な投資ですが、今後とも市債発行を極力抑制し、市民の皆さんの御協力を得ながら、平成まちづくり改革を推進し、財政運営の健全化に努めてまいりたいと思います。

また、今後の市の事業計画等につきましては、第4次総合計画の後期基本計画に基づき、都市機能の強化や市民生活の安定、教育の充実などを図るため、土地区画整理事業、工業団地開発、公共下水道の整備、校舎、プール等の学校施設整備、少子高齢化対策などを中心に進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 再質問1件と若干の要望を申し上げます。

場外馬券売り場の開設について、アンケートの紹介でも触れましたが、内容を知ることで9割もの圧倒的多数の方が反対を表明してみえます。先ほどの答弁によりますと、関係自治会のすべての同意を得た後、市としての態度表明が必要になることですが、関係自治会1カ所でも同意が得られない場合は開設できないということでよいでしょうか、改めて確認をしたいと思います。

第2の質問回答へ要望します。

かかってしまった病気を後追いし、いたずらに治療費を増大させないために、予備軍ともいるべき対象者を早目に見つけて、生活習慣を見直すことで病気を回避するよう切りかえる点は大変評価できると思います。ところで、私が以前勤めておりました中濃民主商工会では、会員の多くが零細事業者であり、国保加入者でしたが、体の調子が悪くなった自覚があるても、仕事に穴をあけられない、治療費も心配だという理由で、なかなか病院へも行かない、行けないという方がたくさんありました。病気になっても治療に出向く人に健康なうちに受診してもらうのは、よほど宣伝し、意義をわかってもらわないと難しいと思います。

また、受診率やメタボリックシンドローム該当者の減少率の達成度で、最大で10%も後期高齢者医療保険拠出支援金に加算・減算があるとのことでした。どういう面から見ても、何が何でも受診率を高めて市民の健康を維持しなければなりません。昨年度の国保加入者7,248人に対し、受診したのは1,334人、受診率は18.4%ということでしたけれども、治療中の方などを除いても、まだ低い率であると思います。制度が変わるこの機会に、受診促進アンケートや、受診期間や時間の拡大を図るなど、あらゆる手段を通じて受診率を高めるよう要望をいたします。

3点目、4点目にまたがって、これも要望ですが、お願いをします。

今後の市の事業計画として、都市機能の強化、市民生活の安定、教育の充実などのためのプロジェクトが上げられましたが、大きな橋や建物をつくるだけが政治ではない。学校施設についても、人口動態が見通しを下回り、つくってそれほど年数もたたない真新しい校舎が本来の目的を外れた利用しかできなくなっています。大きなプロジェクトは特に慎重に取り組む必要があります。都市機能の強化は何十年という見通しの上に立って行わなければならず、市民あっての都市・まちづくりです。単独を選んだ美濃市として、合併した新市から学ぶ教訓は、財政支出はハード面に偏らず、これ以上人口が減らないよう、特に少子化対策につながる教育、福祉、医療を最優先課題とするこだとと考えます。

3点目の妊婦健診での質問への答弁には、重要な施策の一つであり、総合的に検討するという言葉がありましたが、総合の中に埋没させるのではなく、重要課題から一歩進んで、青森県三戸町のように、少子化対策の中でも特に妊婦健診への助成は、有効性、必要性にかんがみ、最重要施策、「課題」から「施策」としていただくよう要望します。

以上で、私の再質問と要望を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 産業振興部長 村井純生君。

○産業振興部長（村井純生君） 並議員の再質問、関係自治会1カ所でも同意が得られない場合は開設できないということでおよいでしょうかについてお答えいたします。

この場外馬券売り場の開設につきましては、議員お見込みのとおり、関係自治会すべての同意が必要になるものと理解しておりますので、御理解を賜りますようお願いし、並議員の再質問の答弁といたします。

○議長（岩原輝夫君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている認第1号から議第56号までの7案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は9月20日午前10時から、民生教育常任委員会は9月21日午前10時から、産業建設常任委員会は9月25日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、明日から9月26日までの7日間休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から9月26日までの7日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（岩原輝夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月27日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

御苦労さまでございました。

散会 午後3時33分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年9月19日

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫

署 名 議 員 日 比 野 豊

署 名 議 員 児 山 廣 茂

議事日程（第3号）

平成19年9月27日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 認第1号 平成18年度美濃市病院事業会計決算の認定について
 - 第3 認第2号 平成18年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
 - 第4 議第52号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第2号）
 - 第5 議第53号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）
 - 第6 議第54号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 第7 議第55号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例について
 - 第8 議第56号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
 - 第9 閉会中の継続調査申出書について
-

本日の会議に付した事件

第1から第9までの各事件

出席議員（15名）

1番	並 信 行 君	2番	古 田 豊 君
3番	太 田 照 彦 君	4番	森 福 子 君
5番	山 口 育 男 君	6番	佐 藤 好 夫 君
7番	武 井 牧 男 君	8番	市 原 鶴 枝 君
9番	鈴 木 隆 君	10番	岩 原 輝 夫 君
11番	平 田 雄 三 君	12番	日 比 野 豊 君
13番	児 山 廣 茂 君	14番	野 倉 和 郎 君
15番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	村 井 純 生 君
		教 育 次 長 兼	
建 設 部 長	福 井 昭 次 君	教 育 総 務 課 長	小 榎 茂 樹 君
		参 事 兼 選 举	
参 事 兼		管 理 委 員 会	
秘 書 課 長	平 林 泉 君	・ 監 察 委 員	古 田 伸 二 君

事務局長
美濃病院
会計管理者 渡辺兼雄君 事務局長 岩原 泰君
総務課長 梅村 健君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局
議会事務局長 吉田金義 次長 井上司
議会事務局
書記 太田博康

開議の宣告

○議長（岩原輝夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（岩原輝夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14番 野倉和郎君、15番 塚田歳春君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第8 議第56号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君） 日程第2、認第1号から日程第8、議第56号の7案件を一括して議題といたします。

これら7案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 市原鶴枝君。

○総務常任委員会委員長（市原鶴枝君） おはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月20日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第52号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第55号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 次に、民生教育常任委員会委員長 森福子君。

○民生教育常任委員会委員長（森 福子君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月21日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成18年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第52号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第54号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 次に、産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○産業建設常任委員会委員長（佐藤好夫君） 今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月25日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第2号 平成18年度美濃市上水道事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第52号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第53号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第56号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に認第1号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　　挙手全員であります。よって、認第1号は委員長報告どおり決定いたしました。

次に認第2号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　　挙手全員であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第52号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　　挙手全員であります。よって、議第52号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第53号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　　挙手全員であります。よって、議第53号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第54号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　　挙手全員であります。よって、議第54号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第55号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　　挙手全員であります。よって、議第55号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第56号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　　挙手全員であります。よって、議第56号は委員長報告のとおり可決いたしました。

第9 閉会中の継続調査申出書について

○議長（岩原輝夫君）　日程第9、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、総務常任委員会委員長、民生教育常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、美濃市議会会議規則第102条の規定により、所管事項について閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君）　御異議がないものと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君）　御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（岩原輝夫君）　これをもって本日の会議を閉じ、平成19年第4回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会　午前10時13分

市長あいさつ

○議長（岩原輝夫君）　閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長　石川道政君。

○市長（石川道政君）　皆さん、おはようございます。

平成19年第4回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会におきまして、平成18年度公営企業会計決算の認定を初め、平成19年度一般会計補正予算など9議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただき、まことにありがとうございました。会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政運営に反映するよう努力する所存でございます。

9月8日に挙行いたしました美濃にわか茶屋の開駅式には、議員各位におかれましては、大変の御多忙のところ御臨席を賜り、まことにありがとうございました。オープンから20日を過ぎましたが、おかげをもちまして連日駐車場がいっぱいになる盛況ぶりであります、

さい先のよいスタートを切ることができたと思っております。関係者の皆様の御尽力に対し、感謝を申し上げる次第であります。

さて、10月になりますと、美濃和紙あかりアート展を初め、福祉健康いきいきフェア、ふれあい消防祭、11月には産業祭など、数多くのイベントが予定されております。議員各位には、今までと同様に、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

このところ朝夕めっきり涼しくなり、秋の訪れを感じるようになってまいりました。議員各位には、何とぞ健康に留意され、市政伸展のために一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（岩原輝夫君） 本定例会には、平成19年度一般会計補正予算を初め、重要案件が提出されました。議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、お礼を申し上げます。執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分尊重されまして、市政伸展のため執行されますようお願いを申し上げまして、閉会といたします。

お知らせいたします。午前10時25分から議会活性化委員会を開催いたしますので、合同委員会室にお集まりください。

本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年9月27日

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫

署 名 議 員 野 倉 和 郎

署 名 議 員 塚 田 歳 春

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議第52号	平成19年度美濃市一般会計補正予算（第2号） 中所管に関する事項	原案可決
議第55号	美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例 について	原案可決

平成19年9月20日

総務常任委員会委員長 市 原 鶴 枝

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
認第1号	平成18年度美濃市病院事業会計決算の認定について	原案認定
議第52号	平成19年度美濃市一般会計補正予算（第2号） 中所管に関する事項	原案可決
議第54号	平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第2号)	原案可決

平成19年9月21日

民生教育常任委員会委員長 森 福子

美濃市議会議長 岩原輝夫様

産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
認第2号	平成18年度美濃市上水道事業会計決算の認定について	原案認定
議第52号	平成19年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中所管に関する事項	原案可決
議第53号	平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第56号	美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成19年9月25日

産業建設常任委員会委員長 佐 藤 好 夫

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫 様